

2005 5

OSHRC 安全センター情報



特集● 労働安全衛生の枠組み／石綿障害予防規則

写真：台湾の労災被災者団体が作成した若者向けの教育ツール

職業性石綿ばく露と 石綿関連疾患

[改訂新版]

—基礎知識と労災補償—

第1部 石綿の基礎知識

- 第1章 石綿の種類と物性
- 第2章 用途と日本での使用状況
- 第3章 職業性ばく露の機会
- 第4章 石綿ばく露の医学的所見

第2章 石綿関連疾患の医学的解説

- 第1章 石綿による健康障害の歴史
- 第2章 疫学からみた石綿関連疾患
- 第3章 臨床からみた石綿関連疾患
- 第4章 病理からみた石綿関連疾患

第3部 石綿関連疾患の労災補償

- 第1章 労働基準法と労働者災害補償法
 - 第1節 労働基準法の概要
 - 第2節 労働者災害補償保険法の概要

第2章 石綿関連疾患の労災補償上の取扱い

- 第1節 業務上疾病の範囲
- 第2節 石綿肺およびその合併症
- 第3節 石綿による肺がん
- 第4節 石綿による中皮腫
- 第5節 石綿による良性石綿胸水及びびまん性胸膜肥厚

- 第3章 石綿による肺がん・中皮腫の事例
 - 肺がん症例 その1～3
 - 中皮腫(胸膜)症例 その1～3

第4部 石綿による肺がん・中皮腫等の事例

- 第1章 肺がん
- 第2章 中皮腫
- 第3章 胸膜疾患(非腫瘍性)

参考資料

**[改訂新版] 2005年3月25日発行
必読! 最新の認定基準改正に対応**

森永謙二 編

(独)産業医学総合研究所

370頁 4,000円(税込・送料別途)

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-4
TEL (03) 3263-4774 FAX (03) 3262-2679

(有)三信図書

石綿対策全国連絡会議で特価 3,500 円(送料込み) で取り扱います。

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5F TEL (03) 3636-3882/FAX (03) 3636-3881
中央労働金庫田町支店普通預金 9207561 / 郵便振替口座 00110-2-48167

職業性石綿ばく露と石綿関連疾患

冊数: 冊 × 特価 本体 3,500 円(送料込み、10 冊以上さらに割引)

氏名・団体名:

郵便番号: -

担当者名:

住所:

電話番号: () -

FAX 番号: () -

特集／労働安全衛生の枠組み

労働安全衛生法の枠組み 論議は進展するか？

全国安全センター事務局長 古谷杉郎 2

ILO第93回総会「OSHのための促進的枠組み」	4
欧州労使・労働関連ストレス枠組み協定	12
日本・労働安全衛生法等改正案要綱	15

石綿障害予防規則の解説

石綿全面禁止の促進と 既存アスベスト対策の強化

全国安全センター事務局 18

連載36—塩沢美代子

語りつぎたいこと

32

石綿対策全国連絡会議第18回総会議案	36
--------------------	----

ドキュメント

アスベスト禁止をめぐる世界の動き

地球的禁止への政治的支持が拡大	46
難民キャンプへのアスベスト使用禁止	47

各地の便り／世界から

ILO●職場暴力ガイドラインとその活用	49
JILAF●POSITIVE10周年で国際フォーラム	50
中国●知識人を中心に過労死が増加？	53
福岡●三池炭じん爆発記録マイクロフィルム化	54
大阪●中皮腫の診断確定日問題で通知撤回	56
千葉●アスベストリボン曝露による中皮腫認定	56
東京●雇用の無責任のツケが過重ストレスに	57
東京●定時制高校生に「健康と労働」の講義	58

労働安全衛生の枠組み 論議は進展するか？

古谷杉郎

全国安全センター事務局長

国際的共通の課題

本誌はここ数年の間に、以下のように、労働安全衛生に関する、ILO(国際労働機関)とわが国での動きを対比させるようなかたちで紹介する機会が何度かあった。

- ・ILO第90回総会の「労働災害・職業病の記録と届出及び職業病一覧表」に関する報告書とわが国の「労災報告の適正化に関する懇談会」(2002年6月号)
- ・ILO第91回総会の「労働安全衛生分野におけるILOの基準-関連諸活動」報告書とわが国の「第10次労働災害防止計画」(2003年6月号)
- ・「第13回労働衛生に関するILO/WHO合同委員会報告」とわが国における労働安全衛生法見直しの動き(「企業における自律的な安全衛生管理の進め方中間報告書」等)(2004年4月号)

これは、本誌で紹介しようと考えたILOとわが国の双方の文書や動きが、たまたま同じ時期に重なったということもある。しかし、それは単なる偶然ではなく、対処が求められる共通の課題が存在していることの証しでもあろう。

法律による対応

今年5～6月に開かれるILO第93回総会では、第

4議題に「労働安全衛生のための促進的枠組み」が取り上げられている。

昨年の段階で報告書IV(1)で課題の整理と質問項目を示し、本年3月末の報告書IV(2)(暫定版)で加盟各国から寄せられた回答をまとめ、それらを踏まえた提案が行われている。本号では、219頁に及ぶ報告書IV(2)(暫定版)のうちの、冒頭の「はじめに」及び結論部分の「事務局の所見」、「提案する結論」を訳出して紹介する。

第93回総会で同意にいたれば、ILOは、「労働安全衛生に関する促進的な枠組みを確立」するための新たな「条約・勧告」の策定に歩をすすめることになる。

一方、わが国ではまさに労働安全衛生法等の一部を改正する法律案が、第162回通常国会に提出されており、この法律案要綱を15頁に紹介する。改正の中身については、1・2月号でみたとおりであるが、国会での審議(衆議院先議)は連休明け以降になるものと思われる。

国会審議はいまやインターネットで、ライブ(生放送)で、また、事後にもみることができるので、ぜひ注目していただきたい。

- ・参議院：www.webtv.sangiin.go.jp/webtv/
- ・衆議院：www.shugiintv.go.jp/

ILOと日本いずれもが、この時期に、新たな立法と法改正という法的対応によって、現下の労働安全衛生をめぐる諸課題に取り組もうとしているわけである。

OSH促進の枠組み法令

2003年のILO第91回総会の「労働安全衛生分野におけるILOの基準・関連諸活動に関する結論—世界戦略」は、以下のように述べている。

「世界的OSH戦略の柱には、国の予防的安全健康文化の構築と維持及びOSHマネジメントへのシステムズ・アプローチの導入が含まれる。国の予防的安全健康文化とは、明確に定義された権利、責任及び義務のシステムを通じて、安全でより健康的な労働環境の追求に政府、使用者及び労働者が積極的に参加するなかで、かつ、予防原則に最も高い優先順位が与えられているもとで、すべてのレベルにおいて安全でより健康的な労働環境が尊敬されるような文化である。予防的な安全健康文化の構築と維持には、一般的な関心、ハザードとリスクというコンセプト〔概念〕及びそれらを予防ないし管理する方法に関する知識と理解を高めるために、利用可能なあらゆる手段を活用することが求められる。企業レベルにおけるOSHマネジメントに対するシステムズ・アプローチは、最近、ILO-OSH 2001 労働安全衛生システムに関するILOガイドライン〔2001年12月号参照〕として策定されたところである。このコンセプト及び関連する方法論を構築するために、世界OSH戦略は、国のOSH諸システムのマネジメントへの、システムズ・アプローチの適用をアドボケート〔提唱〕する。」（4項—前書きの締めくくり—全文）

筆者は、この文章に全面的に賛成する。

何が求められているか？

一方で、そうであるがゆえにこそ、今回紹介したILO第93回総会への報告書で提案されている、「労働安全衛生に関する促進的な枠組みを確立」するための新たな「条約・勧告」の内容については、若干の期待外れの感を抱かざるを得ない。

「労働安全衛生の枠組み」法令には、使用者と労働者、政府、安全衛生サービス、地域社会・住民等関係者の、権利、責任・義務等、及び、ハザード

とリスクというコンセプトに基づいた予防原則、を明確に定義することが不可欠だと考えており、また、ILOの新たな国際文書はそれを実行するものと期待していたからである。

今回の提案は、国の義務としての、OSHプログラム及びOSHシステムの確立等を示すにとどまった。これらも重要であることはもちろんであり、上述の諸点は既存のILO文書に含まれていて、新たな文書に含めると重複してしまうという見方もあるかもしれない。しかし、既存の文書の諸規定は言わば時代遅れであり、この間の現実の進展を踏まえてup-to-dateされる必要があり、今回の提案と上述の諸点が一体となつてこそ、今日的な「労働安全衛生の枠組み」を提示することが可能となるのである。

日欧のストレス対策

1・2月号の特集記事では、そのようなものの先例として、1989年につくられたEU（欧州連合）の労働安全衛生枠組み指令（89/391/EEC）を紹介した。今回は、昨年10月8日に欧州の労使団体の間で締結された「労働関連ストレスに関する枠組み協定」と欧州労連・労働安全衛生局（ETUC-TUTB）による短い解説も紹介しておこう。

ここでもリスクを予防、除去ないし管理するという原則が貫徹されていること、また、枠組み法（指令）が、このような労使（社会的パートナー）の自主的取り組みのバックボーンになっていることが読み取れると思う。本協定に基づいた、現場での取り組みの蓄積が期待される。

この協定はまた、過労やストレスという共通した課題への対処の仕方の日本と欧州の違いを比較する上でも興味深い。提案されている労働安全衛生法改正案で示されている過重労働対策と比べてみていただきたい。

1・2月号で検討したように、わが国でも、ハザードとリスクというコンセプトがOSH議論のなかで登場するようになってきたものの、それに基づく予防原則が確立しているとは言い難い。今国会での審議を通じて、「労働安全衛生の枠組み」論議が一步でも前進することを願ってやまない。



労働安全衛生のための 促進的枠組み

ILO第93回総会第4議題報告書IV(2)

はじめに

国際労働会議は、その第91回総会(2003年)において、労働安全衛生分野におけるILOの基準及び関連諸活動の統合的アプローチ及び世界戦略の必要性に基づいた一般討議をもった[2003年6月号18頁参照]。同会議は、優先的に策定されるものとして、労働安全衛生分野(OSH)における促進的な枠組みを確立するような新たな国際文書を準備するという結論を採択した。理事会は、その第288回会合(2003年11月)において、第93回国際労働会議(2005年)の議題に、その問題を取り上げることを選定した。

同会議議事規則第39条に従って、事務局は、この問題の最初の討議の基礎として資するように予備報告書を作成した[<http://www.ilo.org/public/english/standards/relm/ilc/ilc93/pdf/rep-iv-1.pdf>]。これには、報告書で検討された諸問題に関する質問項目が添付され、国際労働機関加盟国の政府に対して、2004年10月15日までに事務局に回答を送るよう通知された。

本報告書を準備している時点で、事務局は、以下の92か国の政府から回答を受け取った：アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベニン、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、中国、コスタリカ、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ共和国、

デンマーク、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ドイツ、ギリシャ、グアテマラ、ハイチ、ホンジュラス、ハンガリー、インド、インドネシア、アイルランド、イタリア、日本、カザフスタン、韓国、クウェート、ラトビア、レバノン、リトアニア、ルクセンブルグ、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、マルタ、モリシャス、メキシコ、モルドバ、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、パナマ、パプアニューギニア、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、サウジアラビア、セネガル、シンガポール、スペイン、スリランカ、スリナム、スウェーデン、スイス、シリア・アラブ共和国、タンザニア連合共和国、タイ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、イギリス、ウルグアイ、ベネズエラ、ベトナム、ザンビア、ジンバブエ。

31加盟国(ブラジル、ブルガリア、中国、キプロス、エルサルバドル、エストニア、フィンランド、グアテマラ、ハイチ、ホンジュラス、インドネシア、日本、ラトビア、マルタ、モリシャス、メキシコ、モザンビーク、ノルウェー、オマーン、パプアニューギニア、フィリピン、ポーランド、ルーマニア、セネガル、シンガポール、スウェーデン、シリア・アラブ共和国、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、ベトナム、ジンバブエ)については、政府は、その回答を使用者及び労働者団体との協議のうえで作成したことを明言し、他にも回答のなかにそのような団体の質問に対する返答を含めたり、言及したものもあった。27加盟国の政府は、使用者及び労働者団体から受け取った意見を、

論評をつけずに別個に送り、いくつかのケースでは、使用者及び労働者団体から直接回答を受け取っている。

本報告書は、受け取った回答をもとに作成されたものであり、それらの要旨は以下の頁で紹介する。複数の部分をもつ質問に対して、ある加盟国が、ひとつまたは複数の部分に関して異なる回答をしている場合には、指示された関連部分で、「賛成」及び「反対」の両方に名前をあげてある。

会議が、ひとつまたは複数の国際文書を採択することが適当であると決定した場合には、事務局は、会議が採択した結論をもとにして、各国政府に提出するひとつまたは複数の文書草案を起草する。その後、将来の総会において、同会議がこの課題に関する最終決定を行うことになる。

〔受け取った回答の要旨—197頁分省略〕

事務局の所見

政府及び使用者・労働者団体からの回答は、総合すれば、OSH〔労働安全衛生〕分野における新たな国際文書の策定及び採択に対する、圧倒的な支持を示している。グローバル化の結果のひとつとして、OSHに関する適切な規制を持たない開発途上国に、諸産業が設置される傾向が増大していることがあり、このことは、そのような文書の必要性を高めているという共通の認識がある。ある政府が提起したように、地球的に考え、国レベルにおいて、国のより高い優先順位の課題にOSHを据えるための行動計画を立てるべきときが来ているのである。

もうひとつ—2003年の第91回国際労働会議の結論と同じように—新たな文書は、国のOSHプログラム及びシステムの革新的な改善を促進するように設計されるべきであり、また、規範的なものよりもむしろ促進的な内容をもつ、「包括的」または「枠組み」文書とすべきであるという、概して共有された見解も存在している。

提案する結論は、これらのことを考慮に入れて策定され、OSHにおける現実的な進展をなすために、国レベルにおいて必要とされるプロセスに力点

がおかれた。本報告書で記載したように、かかるアプローチは、いくつかの加盟国や欧州連合、メルカソル等の地域レベルにおける、いずれも同じく、OSHシステムの持続的改善に向けられた進展を反映するものである。

いくつかの回答者、とりわけ労働者団体は、事務局が提案した「安全文化」への言及は問題があるという見方をしている。この用語は、OSHの責任を使用者から労働者に転嫁させようとする「行動安全」というコンセプトと密接に関連しているものとみなされた。この推論は、事務局の意図したものではないが、提案する結論では、(2003年の会議の結論で使用されている)「予防的な安全健康文化」という用語を使用している。

新しい文書の役割及び機能に関しては、回答は、それが、報告書IV(1)の付録IIIに掲げられているような、現行の諸OSH文書を補完するものであって、複製するものであってはならないことを示している。それは、現在の基準システムを強化し、また、これら文書を批准及び適用する手段と理解されなければならない。提案する結論には、このような考慮が入れられている。

文書の形式(質問1及び2)

国際労働会議がOSHを促進する文書を採択すべきかどうかという、もっとも重要な質問に対する回答は、そうすることへのほとんど満場一致の支持を示しており、政府からの回答のうちの、2件を除くすべてが、賛成である。かかる促進的枠組み文書は、国及び国際的双方のレベルにおいてOSHプロフィールを引き上げ、OSHにおける持続的改善につながる手段のように考えられた。それは、報告書IV(1)の付録IIIに掲げられているような、より個別的な措置を採用するための戦略的な状況を提供するだろう。また、検討されるいかなる文書も、迅速な導入及び実行の妨げとならないようにするために、経済発展のレベルの違いを含め、国による相違を許容するように十分柔軟なものであるべきという、広く共有された認識もある。

しかし、これらの共有された目標をもっとも首尾よく達成するであろう、文書の形式についての意見

には、相違がある。多数の回答は、文書の形式に関する選択を表明していない。選択を表明したうちの、政府の約3分の2が、ほとんどの労働者団体の支持を受けつつ、明確に、単独かまたは勧告で補完されるかいずれかの、条約を選択すると表明している。この選択肢に賛成する主張には、こうした文書は、ILOの価値及び見解が考慮に入れられ、アプローチ及びコンセプトにおける地球的貢献することを確保するための手段としての価値を証明してきたという見方を含んでいる。これに関連して、いくつかの回答者は、ILO条約の報告及びフォローアップ・メカニズムの価値及び重要性を強調する。他の回答者は、柔軟性と強制の双方を提供し、また、単一の様式のなかに構築されて、容易に適用され、広く批准され得るものとしての、枠組み条約を支持している。

政府の約3分の1が、単一の宣言または勧告を支持し、これは、ほとんどの使用者団体の立場でもあった。そのいくつかは、既存のOSH条約の低い批准率は、別のかたちの文書の必要性を示していることから、宣言が好ましいというものである。宣言が、安全な仕事であるディーセント・ワークの達成というILOの地球的目標を下支えをするだろうと考えるものもある。フォローアップ及び報告メカニズムの必要性に関しては、あるものは、新たな文書は、いかなる報告の義務も含めるべきではないという立場から、宣言が好ましいとし、別のものは、新たな文書の形式として宣言を選ぶ前提条件は、特別に設計された報告及びフォローアップ・メカニズムと結びつけられるべきであると述べた。

事務局は、提案する結論の起草にあたって、国際労働会議はOSHに関する文書を採択すべきであり、また、それは勧告で補完される条約の形式をとるべきであるという、多数意見にしたがった（1及び2項）。事務局は、各々の点に対する回答だけでなく、報告IV（1）段落84及び85で提案したデザイン・コンセプトに関する、認められている一般的合意をも手引きとした。提案する文書の形式は、すべての回答者が選択した形式ではなかったが、こうしたデザイン・コンセプトにしたがって提案する文書は、事務局としては、表明された異なる見解のほとんど

を一致させることのできるアプローチを反映するものであると考えている。提案する文書は、加盟諸国が、安全でより健康的な労働環境に向けた前進的な改善の体系的なプロセスに携わるのを促進することを意図している。

提案する結論を起草するなかで、また、受け取った意見を考慮して、条約を視野に入れた提案する結論のなかの核となる諸問題に焦点を当てる努力がなされた。とはいえ、それは会議が、提案される文書の形式に関する最終決定を行うためのものであるということが、想起されなければならない。

序文（質問3）

回答の大部分は、その内容にいくぶんかの相違はあるにしても、文書の序文の採用に賛成している。意見の相違の主な点は、(d)における「安全文化」の用語に対するものである。主として労働者団体によるこれは、2003年の第91回国際労働会議の結論のなかで使われている「予防的な安全健康文化」という用語から、異なる意味合いをもつことによるものと思われる。「安全文化」という簡潔な用語を導入するにあたっての事務局の意図は、決してこれらの結論からそれることではなく、むしろそのコンセプトの地球的な適用を促進しようとするものであった。提案する結論では、鍵となる側面は、2003年の結論の第4項に記述されている、「国の予防的な安全健康文化」という用語に戻した。

フィラデルフィア宣言、安全でより健康的な労働環境を追求すること、2003年の国際労働会議の結論、への言及を含めることに関しては、一般的な合意がある。(f) に対する回答のなかで、引用されべきILO文書に関しては、意見の相違がある。報告IV（1）付録IIIでは、最新化されているものとして、19の実施準則とともに、17の条約及び20の勧告を掲げている。ILO文書起草マニュアルに含まれるガイダンスを考慮しつつ、事務局は、(e)（第3項）において引用する1981年の労働安全衛生条約（第155号）及び1981年の労働安全衛生勧告（第164号）に限定した。

定義（質問4）

「労働安全衛生に関する国のプログラム」及び「労働安全衛生のための国のシステム」を定義する必要性については、一般的な合意が存在している。受け取った所見の多くも、追加の概念または用語の定義を含めるという提案に関するものである。しかしながら、提案される文書の一般的アプローチとの関連における鍵となる要素に焦点を当てるため、事務局は、(a) 及び (b) で言及する2つの定義だけのままとした。表現は、概念を明確にし、起草を改善するために若干修正した(4項)。

国のプログラム(質問5、6、7、8及び9)

いくつかの回答は、国のプログラム以外の手段による、安全でより健康的な労働環境促進を勢いづかせる可能性に、注目している。2つの政府が、提案された文書の目的をより際立たせ、またそれゆえ好まれるという理由から、世界保険機関が採用している用語である、「労働における快適さ[ウェル・ビーイング]」に向けた世界的アプローチに言及する。しかしながら、4つを除くすべての回答が、ほとんどが条件を付けずに賛成したように、この側面は、条約を視野に入れた提案する結論に登場している(5項)。それは、国のプログラムを扱った次の質問から切り離して、この章の直前の別の表題「目的」のところに置いた。関連するILOのOSHに関する文書への参照に関しては、どの文書が考慮に入れられるべきかを明確にするために、付録に条約及び勧告のリストをつけた別の項(10項)を、条約を視野に入れた提案する結論に導入した。付録に含められる文書は、LILSの基準改定の方針に関する委員会のレビューを踏まえて、理事会によって最新のものと決定されたものである。このリストにはまた、2001年及び2002年の国際労働会議において採択された3つのOSH文書も含まれる。このリストを常に最新のものとするために、簡単な更新メカニズムも提案する(16項)。

回答の大多数はまさに賛成であるものの、質問6に対するいくつかの回答は、異なる観点からではあるが、「最高レベルの政府機関」についての言及に疑問を表している。提案する結論のなかでは、表明された懸念に応じて、「可能な範囲において」

という表現を加えて、新たな定式化を行った(6(3)項)。これによって、提案する結論では、この質問は、質問7、8及び9とともにグループ化されている。質問7に対するすべての回答は賛成するものであったので、この文章は、実質上変更なしにそのまま残す。質問8に対する、反対または修正意見は、国のプログラムに関する協議を社会パートナー以外に拡大することに反対する。しかしながら、回答の圧倒的多数は、概して報告書IV(1)49段落にあげられた、ひろく拡張された被協議者のリストとの協議を受け入れている。事務局としては、文書のなかにこのようなリストをもつよりも、それらを「関係者」として位置づける方がよいと考え、勧告を視野に入れた提案する結論のなかで、そのように言及した(8項)。

質問9(c)に対するいくつかの回答は、OSHに関する国のプログラムが経済的制約の争点とされるかもしれないという懸念を表明している。しかし、事務局は、この懸念は理解できるものの、実質的な表現の変更は必要ないと考える。この点は、今回、勧告を視野に入れた提案する結論のなかでふれられている(9項)。

パフォーマンスの評価基準としての目標の有効性に関する疑念はあるものの、目標はいくつかの加盟国において比較的最近取り入れられた革新のひとつであり、この点について質問9の表現を修正する必要性を、明確に表明したものはない。「安全文化」という用語については質問3のところすでにふれており、提案する文書全体を通じて、「国の予防的安全衛生文化」という用語を使っている。

国のプログラムを扱った質問(質問5を除く)は、連結されて、今回、条約を視野に入れた提案する結論の4項に登場している。もちろんこれは、8及び9項で扱われる2つのことがらとは別のことであり、すでにふれられている。

国のシステム(質問10、11及び12)

質問10で提案したOSHのための国のシステムの確立及び発展に対しては、おおかた満場一致で支持している。責任のある機関の指名に関する要求事項は、加盟国の政治的、経済的及び社会

的条件に応じて、地域、国あるいは地方レベルでの責任の委譲の余地を認めている。国のシステムについての基本的要求事項は、今回、条約を視野に入れた提案する結論に登場している(7(1)項)。これはまた、社会的パートナーとの協議を要求している。ここでも、他の関係者とのひろい協議が、勧告を視野に入れて、結論のなかで提案されている(11項)。

質問12に関しては、回答の実質的多数が賛成している。しかし、提案された国のシステムの構成要素を含めて、提案された条文に懸念をしめしている。これらの諸要素は、この文脈において別の相対的価値があるとみなす見解もある。受け取った回答を考慮して、事務局は、国のシステムが必ず含めなければならない要素と、「適当な場合に」含めるべきものとの区別を設けた(7(2)及び(3)項)。

注意喚起(質問13及び14)

質問19への回答で、約24の加盟国が、提案される文書がいかなるものであってもその現実的な適用に困難を生じさせる可能性のある、国の法律及び慣行の特殊性を指摘し、必ずしも可能な解決策を示すことなしに、様々な懸念に言及している。人的及び財政的資源双方の限られたキャパシティもあげられたが、前者はILOに技術協力の提供を、後者はOSH情報の普及を求めるものである。いくつかの政府は、いくつかの政府機関間及び政府の異なるレベルにまたがって分割する、OSHのための責任の配分についてふれているが、それは、その後の調整のメカニズムにも十分配慮した、国のプログラム及びシステムの枠組みづくりに特別の注意を必要とするものである。工業国と開発途上国の双方における、自営労働者または小企業で働く労働者の高い比率、及び、これらの問題を考慮した国のプログラム及びシステムの必要性にも注意が払われる。これらすべての問題は、いろいろな点で、国のOSHプログラムの構築及び実行にあたって、加盟国に重要な挑戦を提起するとしても、いま議論されている促進的な枠組みは、ある程度の挑戦及び制約は理解しつつ、現実的かつ優先権を与えられたプログラムを通じて国のOSHシステムの

革新的かつ持続的発展を促進しようとする意図をもつものである。

質問20に対する回答では、質問19に対する回答で述べられたいくつかのことが、今回の質問では取り上げられていないものの、文書を準備するうえで考慮に入れられなければならない問題として理解された。同様の範疇には、傷病の予防における労働者の権利、職場監督及び安全委員会の委員、労働安全衛生国際記念日への関与等の世界的予防文化の促進におけるILOの役割の一層の明確化、調査研究の振興、HIV/AIDSや心理社会的要因等の特定課題、OSHとよい雇用慣行との関連付け、業務上の傷病に対する保険、などの問題がある。事務局は、これらの問題への政府及び社会的パートナーの関心は書き留めるものの、提案する文書の内容をこのように拡張することは、2003年の国際労働会議の結論に反して、内容的に促進的というよりも規範的なものにしてしまうと考える。同結論はまた、促進的枠組みの遂行において、既存の文書の諸条項との重複を避ける必要性を思い出させる。

提案する結論

以下は、本報告書において要約し、論評を加えた回答に基づいて準備された、提案する結論である。これは、通常の形式で起草されたものであり、第93回国際労働会議(2005年)の第4議題：労働安全衛生のための促進的枠組みによる討議の基礎として役立てるためのものである。

事務局の所見のなかで説明されていない、提案する結論と「最初の」事務局との間の案文の相違点もいくつかみつかるだろう。これらの相違は、様々な言語間の調和を図ること、及び、可能な限り現行の諸文書で使用されている用語法に合わせること、の双方に配慮したためのものである。

提案する結論は、加盟国からの回答を踏まえてその構成を決定したものであるので、質問の形式にはしたがっていない。質問の様々な要素は、条約及び付属する勧告を視野に入れて、提案する結論に含められる幅広い項及び段落のなかに整理されている。

提案する結論

この提案する結論の目的は、労働安全衛生に関する促進的な枠組みを確立することである。

A. 文書の形式

1. 国際労働会議は、労働安全衛生に関する促進的な枠組みを確立するための文書を採択すべきである。
2. 文書は、勧告で補足される条約の形式をとるべきである。

B. 条約を視野に入れた提案する結論

I. 序文

3. 条約は、以下に言及する序文を含めるべきである：
 - (a) 国際労働会議は、諸国民の間において、すべての職業における労働者の生命及び健康に対する適切な保護を達成する世界的なプログラムを押し進めるという厳粛な義務を有していることを規定する、フィラデルフィア宣言の段落III (g)；
 - (b) 1981年の労働安全衛生条約（第155号）及び1981年の労働安全衛生勧告（第164号）；
 - (c) 安全かつより健康的な労働環境という目標の持続的追求の重要性；
 - (d) 労働安全衛生、とりわけ国の課題のなかで労働安全衛生に与えられるべき優先権に関する、第91回国際労働会議（2003年）で採択された結論；
 - (e) 国の予防的安全健康文化促進の重要性。

II. 定義

4. 本条約において：
 - (a) 「労働安全衛生に関する国のプログラム」とは、目標、所定の期間内に達成すべき労働安全衛生分野における行動の優先順位及び手段を含む、何らかの国のプログラムのことをいう；
 - (b) 「労働安全衛生のための国のシステム」とは、労働安全衛生に関する国のプログラムを実

行するための主要な枠組みを提供するインフラストラクチャーのことをいう。

III. 目的

5. 本条約を批准する各加盟国は、関連する労働安全衛生に関するILOの諸文書に十分配慮しつつ、労働安全衛生に関する国のプログラムを通じて、安全かつより健康的な労働環境を前進的に達成するための措置をとる義務を負うべきである。

IV. 国のプログラム

6. (1) 各加盟国は、使用者及び労働者の団体の代表と協議して、労働安全衛生に関する国のプログラムを構築し、実行し、及び定期的に見直すべきである。
 - (2) 国のプログラムは：
 - (a) 労働安全衛生のための国のシステムを含め、労働安全衛生に関する国の状況の分析に基づいて、構築され、かつ見直されるべきである；
 - (b) 国の予防的安全健康文化の発展を促進すべきである；
 - (c) 進展の目標及び指標を含めるべきである。
 - (3) 国のプログラムは、広く公表され、かつ、可能な範囲で、最高レベルの国の機関によって裏書きされ、開始されるべきである。

V. 国のシステム

7. (1) 各加盟国は、使用者及び労働者の団体の代表と協議して、労働安全衛生のための国のシステムを確立し、維持し、かつ漸進的に発展させるべきである。
 - (2) 労働安全衛生のための国のシステムは、以下を含めるべきである：
 - (a) 労働安全衛生に関する法律及び規則；
 - (b) 労働安全衛生に責任を有する、指定された単一または複数の機関；
 - (c) 監督のシステムを含む、国の法律及び規則の遵守を確保するメカニズム。
 - (3) 労働安全衛生のための国のシステムは、適当

な場合には、以下を含めるべきである：

- (a) 労働安全衛生に関する情報及び助言サービス；
- (b) 労働安全衛生トレーニング；
- (c) 労働安全衛生サービス；
- (d) 業務上の災害及び疾病に関するデータの収集及び分析のためのメカニズム；
- (e) 何らかの労働災害保険体制との協力。

C. 勧告を視野に入れた提案する結論

I. 国のプログラム

- 8. 上記4 (a) 項でふれた、労働安全衛生に関する国のプログラムを構築し、及び見直すにあたって、加盟国は、上記6項に規定した協議を、労働安全衛生に関する専門家団体など、他の関係者に拡大することができる。
- 9. 労働安全衛生に関する国のプログラムは、適当の場合には、経済発展に関するものなど、他の国のプログラム及びプランを付属したものとすべきである。
- 10. 労働安全衛生に関する国のプログラムを構築し、及び見直すにあたっては、その批准する諸条約の下における義務を侵害することなしに、加盟国は、付録に掲げる国際労働条約及び勧告を考慮に入れるべきである。

II. 国のシステム

- 11. 上記4 (b) でふれた、労働安全衛生のための国のシステムを確立し、維持し、及び前進的に発展させるにあたって、加盟国は、上記7項に規定した協議を、労働安全衛生に関する専門家団体など、他の関係者に拡大することができる。
- 12. 国の予防的安全健康文化を促進するにあたって、加盟国は、以下を追求すべきである。
 - (a) 国際的なイニシアティブと適切に結びつけた国のキャンペーンを通じて、労働安全衛生に関する一般の注意を喚起すること；
 - (b) 教育及び職業トレーニングにおいて、ハザード、リスク及び予防というコンセプトを導入すること。
- 13. 加盟国は、労働安全衛生マネジメントシステム

に関するガイドライン(ILO-OSH 2001)に基づいて、労働安全衛生に対するマネジメントシステム・アプローチを促進すべきである。

III. 国のプロフィール

- 14. (1) 加盟国は、国のシステムを含む、国の状況を要約する、労働安全衛生に関する国のプロフィールを作成し、かつ定期的に更新すべきである。
- (2) 7 (2) 及び (3) 項で規定する諸要素に加えて、適当な場合には、労働安全衛生に関する国のプロフィールには、以下の要素に関する情報を含めるべきである。
 - (a) 国のプログラムを見直すメカニズムを含め、国及び企業レベルにおける、調整及び協力メカニズム；
 - (b) 技術的基準、実施準則及びガイドライン；
 - (c) 教育及び注意喚起の体系；
 - (d) 労働安全衛生に関する研究及び試験施設を含め、労働安全衛生の様々な側面と関連をもった、専門技術的、医学的及び科学的諸機関
 - (e) 監督官、行政官、産業医及び衛生士など、労働安全衛生分野で活動する人的資源；
 - (f) 業務上の災害及び疾病に関する統計；
 - (g) 使用者及び労働者団体のポリシー及びプログラム
 - (h) 国際協力を含め、労働安全衛生に関連する、定期的及び継続的活動；
 - (i) 例えば、適当な場合には他の何らかの情報とともに、人口、識字能力、経済及び雇用等を扱った関連するデータ。

IV. 情報の国際交換

- 15. 国際労働機関は、よい実践例及び革新的アプローチを含め、労働安全衛生に関する情報の交換を促進すべきである。

V. 付録の更新

- 16. 本勧告の付録のリストは、国際労働事務局理事会により見直され、かつ更新されるべきであ

る。そのようにして確立された新しいリストは、理事会により採択され、採択に基づいて先行するリストと置き換えられ、及び国際労働機関の加盟国に通知されなければならない。

付録

1. 条約

1947年の労働監督条約(第81号)
1947年の労働監督条約に対する1995年の議定書(P.81)
1960年の放射線防護条約(第115号)
1964年の衛生(商業及び事務所)条約(第120号)
1969年の労働監督(農業)条約(第129号)
1974年の職業がん条約(第139号)
1977年の労働環境(空気汚染、騒音及び振動)条約(第148号)
1979年の労働安全衛生(港湾労働)条約(第152号)
1981年の労働安全衛生条約(第155号)
1985年の労働衛生サービス条約(第161号)
1986年の石綿条約(第162号)
1988年の建設安全衛生条約(第167号)
1990年の化学物質条約(第170号)
1993年の大規模災害防止条約(第174号)
1995年の鉱山安全衛生条約(第176号)
2001年の農業安全衛生条約(第184号)
1981年の労働安全衛生条約に対する2002年

の議定書(P.155)

2. 勧告

1947年の労働監督勧告(第81号)
1947年の労働監督(鉱山及び運送業)勧告(第82号)
1953年の労働者の健康防護勧告(第97号)
1956年の福利施設勧告(第102号)
1960年の放射線防護勧告(第114号)
1961年の労働者住宅勧告(第115号)
1964年の衛生(商業及び事務所)勧告(第120号)
1969年の労働監督(農業)勧告(第133号)
1974年の職業がん勧告(第147号)
1977年の労働環境(空気汚染、騒音及び振動)勧告(第156号)
1979年の労働安全衛生(港湾労働)勧告(第160号)
1981年の労働安全衛生勧告(第164号)
1985年の労働衛生サービス勧告(第171号)
1986年の石綿勧告(第172号)
1988年の建設安全衛生勧告(第175号)
1990年の化学物質勧告(第177号)
1993年の大規模災害予防勧告(第181号)
1995年の炭鉱安全衛生勧告(第183号)
2001年の農業安全衛生勧告(第192号)
2002年の職業病リスト勧告(第194号)



※2005年3月末に公表された暫定版より訳出した。

賛助会員 定期購読のお願い

全国安全センターの活動に御賛同いただき、ぜひ賛助会員として入会して下さい。

賛助会費は、個人・団体を問わず、年会費で、101万円で100以上です。「安全セン

ター情報」の購読のみしたいという方には購読会員制度を用意しました。こちらも年会費で、1部の場合は賛助会費と同じ年101万円です(総会での決議権はありません)。賛助会員には、毎月「安全センター情報」をお届けするほか(購読料は賛助会費に含まれます)、各種出版物・資料等の無料または割引提供や労働安全衛生学校などの諸活動にも参加できます。

● 中央労働金庫田町支店(普) 7535803J

● 郵便振替口座 00150-9-545940J

名義はいずれも「全国安全センター」

全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階

TEL (03) 3636-3882 FAX (03) 3636-3881

労働関連ストレスに関する枠組み協定

ヨーロッパの社会パートナー



1. はじめに

労働関連ストレスは、国際的、ヨーロッパ及び国レベルにおいて、使用者及び労働者の共通の関心事として確認されてきた。この問題に関する具体的な共同行動の必要性を確認し、また、[欧州]委員会のストレスに関する協議を予期しながら、ヨーロッパの社会パートナーは、2003-2005年度の社会対話の作業プログラムのなかに、この問題を含めることとした。

ストレスは、企業規模、事業分野、雇用契約または関係の形式にかかわらず、潜在的にいかなる労働の場及びいかなる労働者に対しても、影響を及ぼす可能性がある。現実的には、必ずしもすべての労働の場及びすべての労働者が影響を受けるわけではない。

労働におけるストレスに取り組むことは、より高い効率性と改善された労働安全衛生、及び結果としての企業、労働者及び社会全体の経済的・社会的利益につながる可能性がある。労働人口の多様性は、労働関連ストレスに取り組むにあたって、重要な考慮すべき事項である。

2. 目的

本協定の目的は、使用者、労働者及び労働者代表の労働関連ストレスに対する関心と理解を高め、労働関連ストレスの諸問題を示す可能性のある兆候に彼らの注意を引き付けることである。

本協定の目標は、使用者と労働者に、労働関連ストレスの諸問題を確認し、予防または管理するための枠組みを提供することである。

労働の場におけるハラスメント[嫌がらせ]やバイオレンス[暴力]が潜在的な労働関連ストレスであること、しかし、EUの社会パートナーは、2003-2005年度社会対話の作業プログラムのなかでこれらの課題に関する具体的な協定について交渉する可能性を追求するであろうことを理解しつつ、本協定は、バイオレンス、ハラスメント及び心的外傷後ストレスについては扱わない。

3. ストレス及び労働関連ストレスに関する説明

ストレスとは、身体的、心理的または社会的な訴えまたは機能障害を伴い、及び、個人が置かれた要求や期待に伴うギャップを埋めることができないと感じることから生じる、状態である。

個人は、ポジティブとみなすことができるような、プレッシャーへの短期曝露に対処するのにはうまく適応するが、激しい[インテンシブな]プレッシャーへの長期曝露に対処するのにはより大きな困難を有する。さらに、異なる個人は、同様の状況に異なる反応をする可能性があり、また、同じ個人が、その人生の異なる時期には、同様の状況に異なる反応をする可能性がある。

ストレスは病気ではないが、ストレスへの長期曝露は、労働における有効性を低下させ、健康障害

を引き起こす場合もある。

労働環境の外部に由来するストレスが、挙動の変化や労働の有効性の低下につながる場合もある。労働におけるストレスの現われのすべてを、労働関連ストレスとみなすことはできない。労働関連ストレスは、作業内容、作業組織、作業環境、悪いコミュニケーション等のような、異なる要因によって引き起こされる可能性がある。

4. 労働関連ストレス問題の確認

ストレス現象の複雑性にかんがみて、本協定は、潜在的ストレス要因の網羅的なリストを提供しようとはしない。しかし、高い欠勤率やスタッフの回転率、頻繁な人間関係の軋轢または労働者からの苦情は、労働関連ストレス問題を示す可能性のあるいくつかの兆候である。

労働関連ストレス問題が存在するかどうかを確認することは、作業組織及びプロセス（労働時間編成、自律性の程度、労働者のスキルと仕事の要求とのマッチ、作業負担等）、作業条件及び環境（虐待的な態度への曝露、騒音、暑熱、危険物質等）、コミュニケーション（労働における予見性の不確かさ、雇用の見通し、あるいは来るべき変化等）、及び主観的要因（感情的・社会的プレッシャー、対処できないという感覚、知覚されたサポートの欠如等）などの諸要因の分析を必要とする可能性がある。

労働関連ストレス問題が確認された場合には、それを予防、除去ないし低減するための行動が取られなければならない。適切な措置を決定する責任は、使用者にある。これらの措置は、労働者及び/または労働者代表の参加と協力によって実施されることになろう。

5. 使用者及び労働者の責任

〔安全衛生に関する〕枠組み指令89/391のもので、すべての使用者は、労働者の労働安全衛生を防護する法的義務を有している。この義務は、それが健康と安全に対するリスクを伴う限りにおいて、労働関連ストレス問題にも適用される。すべての労働者は、使用者が決定した防護手段を遵守

する一般的義務を有している。

労働関連ストレス問題を扱うことは、独自のストレス方針を通じて、及び/または確認されたストレス要因に狙いを定めた特定の措置によって、リスク・アセスメントの全体的プロセスの内部で実施されることになるかもしれない。

6. 労働関連ストレス問題の予防、除去ないし低減

労働関連ストレス問題を予防、除去ないし低減することには、様々な措置が含まれる可能性がある。これらの措置には、集団的、個人的、またはその双方が含まれ得る。それらは、確認されたストレス要因に狙いを定めた特定の措置、または予防的及び応答的双方の措置を包含した統合的ストレス方針の一部というかたちで導入される可能性がある。

必要とされる専門的知識・技能が労働の場内部では不十分な場合には、ヨーロッパ及び国の法令、労働協約及び慣行に従って、適格な外部の専門的知識・技能を有する者を招聘することができる。

いったん実行に移したら、対ストレス措置は、資源の活用が最適か、引き続き適切または必要かどうか、それらの有効性を評価するために、定期的にレビューされなければならない。

かかる措置には、例えば以下が含まれる。

- ・ 企業の目標と個々の労働者の役割を明確にする、個々人やチームに対する経営側からのサポートを確保する、責任と労働に対するコントロールをマッチさせる、作業組織及びプロセス、作業条件及び環境を改善する等のマネジメント・コミュニケーション措置
- ・ ストレス、その可能性のある原因及び対処方法に対する関心と理解を高めるため、及び/または、変化に適合するための経営者及び労働者のトレーニング
- ・ EU及び国の法令、労働協約及び慣行にしたがって、労働者及び/または労働者代表に対する情報及び協議〔の機会〕の提供

7. 実施とフォローアップ

条約第139条に照らして、この自主的なヨーロッパの枠組み協定は、UNICE/UEAPME、CEEP及びETUC（及び連絡委員会EUROCADRES/CEC）のメンバーに、加盟国及び欧州経済地域[EEA] 諸国における経営側と労働側に特有の伝統と慣行にしたがってそれを実行することを委ねる[略語については末尾の署名参照]。

署名団体はまた、[EU加盟]候補諸国のその加盟団体に、本協定を実行するよう呼びかける。

本協定の実施は、本協定署名の日から3年以内に行われる。

本協定の内容に疑義が生じた場合には、関係する加盟組織は、共同でまたは個別に対応しようとする署名団体に対して、共同でまたは個別に照会することができる。

本協定を実施するにあたって、署名団体のメンバーは、中小企業[SME]に対する不必要な負担を避ける。

本協定の実施は、本協定の範囲内で、労働者に提供する防護の一般的レベルを引き下げる妥当な根拠となるものではない。

本協定は、ヨーロッパ・レベルを含め、適当なレベルでの、関係のある社会パートナーの特定のニーズに留意するかたちで本協定に適合及び/または補足する協定を締結する、社会パートナーの権利を侵害するものではない。



署名

John Monks, ETUC[欧州労連, <http://www.etuc.org>] 書記長 (労働組合代表団を代表して)

Dr. Jurgen Strube, UNICE [欧州産業連盟, <http://unice.org>] 会長

Paul Reckinger, UEAPME [欧州職人中小企業連盟, <http://www.ueapme.com>] 会長

Rainer Plassmann, CEEP [欧州公共企業体センター, <http://www.ceep.org>] 事務局長

2004年10月8日

※ <http://tutb.etuc.org/uk/newsevents/files/Accord-cadres%20STRESS.pdf>

ETUC-TUTB 欧州労連・労働安全衛生局 本協定の簡単な解説

ヨーロッパの社会パートナー—ETUC [ヨーロッパ労連, <http://www.etuc.org>]、UNICE [欧州産業連盟, <http://unice.org>]、UEAPME [欧州職人中小企業連盟, <http://www.ueapme.com>] 及びCEEP [欧州公共企業体センター, <http://www.ceep.org>] —は、2004年10月8日、労働関連ストレスに関する枠組み協定に署名した。

この新しい協定は、安全衛生枠組み指令 (EC 89/391) からの大きな前進を印すものである。

- それは、ストレスを、ヨーロッパの使用者、労働者及び労働者代表の共通の関心事と認め、
- それは、予防しなければならぬリスクのひとつに挙げることによって、労働関連ストレスとその原因要因を含め、
- それは、作業組織、作業内容及び環境に明確にふれながら、ストレス要因 (ストレッサー) を予防、除去及び管理するための一般的枠組みを規定し、
- これらの要因は、誤りや脱け落ちを生じさせる余地のあるリストを構成するものではない、一連の関連する例示によって詳述され、
- ストレスを削減する (すなわち、ストレッサーに対処する) 措置の現実的实施における、労働者及び労働者代表の参加と協力は、協定案の必須の一部ではあるが、使用者の責任について明確に記述され、
- この協定は、ストレスに取り組む行動を志向しており、
- それが労働の場内部のストレスを生み出す場合には、労働の場または労働条件に由来しないストレスを考慮に入れている (「輸入ストレス」)。

この協定の実施及び実施のためにとられた行動の報告に関するタイムテーブルは、テレワーク協定の先を行っている。

予防がすすむまでは、労働組合は、現実的实施に際して、以下のような、枠組み協定案のいくつかの側面を明らかにする必要があるだろう。

- 短期的に「ポジティブ」とみなされる可能性のある者に対する圧力
- 労働関連ストレスの除去及び予防における集团的側面に焦点を合わせる方法



※ http://tutb.etuc.org/uk/dossiers/dossier.asp?dos_pk=11

労働安全衛生法等改正案要綱

提案理由:就業形態の多様化の進展等の社会経済情勢の変化の中で、労働者の安全と健康の一層の確保等を図るため、製造業等に属する事業の仕事における労働災害を防止するための措置及び長時間労働者等の健康を保持するための措置を充実強化するとともに、労働者災害補償保険における通勤災害に係る通勤の範囲の拡大及び有期事業に係る確定保険料の特例の改正を行うほか、事業主等による労働時間等の設定の改善に向けた自主的な努力を促進するため特別の措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第1 労働安全衛生法の一部改正

1 事業者の行うべき調査等

- (1) 事業者は、建設物、設備、作業等の危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるように努めなければならないものとする。ただし、危険性又は有害性等のある化学物質等に係る調査以外の調査については、製造業等の業種に属する事業者に限るものとする。(第28条の2第1項関係)
- (2) 厚生労働大臣は、(1)の措置に関して、必要な指針を公表するものとする。(第28条の2第2項関係)
- (3) 厚生労働大臣は、(2)の指針に従い、事業者に指導、援助等を行うことができるものとする。(第28条の2第3項関係)

2 製造業等の元方事業者等の講ずべき措置

- (1) 製造業等の事業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整その他必要な措置を講じなければならないものとする。(第30条の2第1項関係)
- (2) 分割発注のため(1)の措置を講ずべき者が二以上あるときは、発注者等は、(1)の措置を講ずべき者として一人を指名しなければならないものとする。(第30条の2第2項関係)

3 化学物質等を製造し、又は取り扱う設備の改造等の仕事の注文者の講ずべき措置

化学物質等を製造し、又は取り扱う設備で政令で定

めるものの改造その他の厚生労働省令で定める作業に係る仕事の注文者は、当該物について労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならないものとする。(第31条の2関係)

4 化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善

- (1) 危険を生ずるおそれのある物で政令で定めるものを、その譲渡又は提供に際して容器又は包装に名称等を表示しなければならない物に追加するとともに、容器又は包装に表示しなければならないものとして、当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるものを追加等すること。(第57条第1項関係)
- (2) 危険を生ずるおそれのある物で政令で定めるものを、その譲渡又は提供に際して相手方にその名称等を文書の交付等の方法により通知しなければならない物に追加すること。(第57条の2第1項関係)

5 健康診断実施後の措置等

- (1) 労働安全衛生法第66条の4の規定による医師又は歯科医師の意見の衛生委員会等への報告を健康診断の実施後に講ずべき措置として明記すること。(第66条の5第1項関係)
- (2) 特殊健康診断を受けた労働者に対するその結果の通知について、一般健康診断の結果の通知と同様にこれを行わなければならないものとする。(第66条の6関係)

6 面接指導等

- (1) 事業者は、その労働時間の状況等が厚生労働省令で定める要件に該当する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならないものとする。(第66条の8第1項関係)

係)

- (2) 労働者は、(1)の面接指導を受けなければならないものとする。ただし、事業者の指定した医師以外の医師が行う(1)の面接指導に相当する面接指導を受け、その結果を事業者に提出したときは、この限りでないものとする。(第66条の8第2項関係)
- (3) 事業者は、面接指導の結果の記録、面接指導の結果に基づく必要な措置についての医師の意見の聴取、その必要があると認める場合の作業等の変更、医師の意見の衛生委員会等への報告等の措置を講じなければならないものとする。(第66条の8第3項から第5項まで関係)
- (4) 面接指導の実施に従事した者は、知り得た労働者の秘密を漏らしてはならないものとする。(第104条関係)
- (5) 事業者は、(1)の面接指導を行う労働者以外の労働者で健康への配慮が必要なものについて、必要な措置を講ずるように努めなければならないものとする。(第66条の9関係)

7 計画の届出の免除

1の(1)に定める措置その他の厚生労働省令で定める措置を講じているものとして、労働基準監督署長が認定した事業者について、労働安全衛生法第88条第1項又は第2項の規定による建設物又は機械等の設置等の計画の届出義務を免除すること。(第88条第1項及び第2項関係)

8 教習及び技能講習制度の見直し

「地山の掘削作業主任者技能講習」と「土止め支保工作業主任者技能講習」との統合、「ボイラー据付け工事作業主任者技能講習」の廃止、「特定化学物質等作業主任者技能講習」から「石綿作業主任者技能講習」の分離等の見直しを行うこと。(別表第17及び第18関係)

9 その他

- (1) 罰則に関し所要の改正を行うこと。
- (2) その他所要の規定の整備を行うこと。

第2 労働者災害補償保険法の一部改正

1 通勤災害保護制度における通勤の範囲の見直し

就業の場所から他の就業の場所への移動及び住居と就業の場所との間の往復に先行し、又は後続する住居間の移動(厚生労働省令で定める要件に該当するも

のに限る。)を通勤災害保護制度における通勤に含めるものとする。(第7条第2項及び第3項関係)

第3 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正

1 有期事業に係るメリット制(事業場ごとの災害率による保険料の調整)の見直し

事業場ごとの災害率による保険料の調整幅の最高限度を、有期事業について40パーセント(現行35パーセント)に拡大すること。(第20条第1項関係)

第4 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部改正

1 題名

題名を「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」に改めること。(題名関係)

2 目的

法の目的を「我が国における労働時間等の現状及び動向にかんがみ、労働時間等設定改善指針を策定するとともに、事業主等による労働時間等の設定の改善に向けた自主的な努力を促進するための特別の措置を講ずることにより、労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにし、もって労働者の健康で充実した生活の実現と国民経済の健全な発展に資すること」に改めること。(第1条関係)

3 定義

この法律において、「労働時間等」とは労働時間、休日及び年次有給休暇その他の休暇をいい、「労働時間等の設定」は労働時間、休日数、年次有給休暇を与える時季その他の労働時間等に関する事項を定めることをいうものとする。(第1条の2関係)

4 事業主等の責務

1及び2の改正に伴い、事業主等の責務を次のように改めること。

- (1) 事業主は、その雇用する労働者の労働時間等の設定の改善を図るため、業務の繁閑に応じた労働者の始業及び終業の時刻の設定、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備その他の必要な措置を講ずるように努めなければならないものとする。(第2条第1項関係)

- (2) 事業主は、労働時間等の設定に当たっては、労働時間等に関する実情等に照らして、健康の保持に努める必要があると認められる労働者に対して、休暇の付与等に努めるほか、子の養育又は家族の介護を行う労働者、単身赴任者、自ら職業に関する教育訓練を受ける労働者等の特に配慮を必要とする労働者について、その事情を考慮する等その改善に努めなければならないこと等とすること。(第2条第2項関係)
- (3) 事業主の団体は、その構成員である事業主の雇用する労働者の労働時間等の設定の改善に関し、必要な助言、協力その他の援助を行うように努めなければならないものとする。(第2条第3項関係)

5 労働時間等設定改善指針

- (1) 国が策定するものとされていた労働時間短縮推進計画に代えて、厚生労働大臣が、4に定める事項に関し、事業主等が適切に対処するための指針（以下「労働時間等設定改善指針」という。）を定めるものとする。(第4条第1項関係)
- (2) 厚生労働大臣は、従前の労働時間短縮推進計画を策定する場合と同様に、労働時間等設定改善指針を定める場合には、関係行政機関の長と協議し、都道府県知事の意見を求めるとともに、労働政策審議会の意見を聴かなければならないものとする。(第4条第2項関係)

6 労働時間等の設定の改善の実施体制の整備

事業主は、労働時間短縮の実施体制の整備に代えて、労働時間等の設定の改善に関する事項を調査審議し、事業主に意見を述べることを目的とする委員会を設置する等必要な体制の整備に努めなければならないものとする。(第6条関係)

7 労働時間等設定改善委員会の決議に係る労働基準法の適用の特例等

- (1) 「労働時間短縮推進委員会」を「労働時間等設定改善委員会」に改め、労働時間等設定改善委員会における決議について、従前の労働時間短縮推進委員会における決議と同様に労使協定に代えることができること等とすること。(第7条第1項関係)
- (2) 労働時間等設定改善委員会が設置されていない事業場において、事業主が労働者の過半数で組織する労働組合等との書面協定に基づき、一定の要件に適合する労働安全衛生法に規定する衛生委員会（同法に規定する安全衛生委員会を含む。以下同じ。）に、事業場における労働時間等の設定の改善に関する事項を調査審議させ、事業主に意見を述べさ

せることとしたときは、当該衛生委員会を労働時間等設定改善委員会とみなして、その決議を労使協定に代えることができること等とすること。(第7条第2項関係)

8 労働時間等設定改善実施計画

「労働時間短縮実施計画」を「労働時間等設定改善実施計画」に改め、従前の労働時間短縮実施計画と同様に、同一の業種に属する二以上の事業主は、共同して、労働時間等設定改善実施計画を作成し、厚生労働大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣の承認を受けることができること等とすること。(第8条から第11条まで関係)

9 労働時間短縮支援センターの廃止

指定法人である労働時間短縮支援センターを廃止すること。(現行第5章及び第6章関係)

10 法の廃止期限の削除

法を平成18年3月31日までに廃止するものとする規定を削除すること。(現行附則第2条関係)

第5 その他

1 施行期日

この法律は、平成18年4月1日から施行するものとする。ただし、第1の4は平成18年12月1日から、第4の10は公布の日から施行するものとする。(附則第1条関係)

2 経過措置

- (1) 平成20年3月31日までの間における第1の6の適用については、労働安全衛生法第13条第1項の政令で定める規模の事業場に限りものとする。(附則第2条関係)
- (2) (1) に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること。(附則第3条から第12条まで関係)

3 関係法律の整備

その他関係法律について、所要の規定の整備を行うこと。(附則第14条及び第15条関係)



※法律案文、新旧対称条文等を、厚生労働省ホームページの国会提出法律案情報 (<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/162.html>) で入手できる。



26年ぶりの新規則

平成17年厚生労働省令第21号として、「石綿障害予防規則（石綿則）」が2月24日に公布され、7月1日から施行されることとなった。労働安全衛生関係法令において、労働者の健康障害防止のための規則（省令）が新たに制定されるのは、1979年の粉じん障害防止規則以来、26年ぶりのことである。

これを踏まえて現在、第162回通常国会に、「石綿の使用における安全に関する条約（第162号条約）の締結について承認を求める件」が、議案として提出されている。同条約は1986年のILO第72回総会で採択されたものであるが、同総会に代表を派遣した当時の日本労働組合総評議会（総評）の呼びかけによって、1987年に石綿対策全国連絡会議が結成されたことを思い起こせば感慨深い。

3月18日に施行通達（基発第0318003号「石綿障害予防規則の施行について」）が発出されたが、4月号17頁以下で、石綿則の関係条文と施行通達を対応させた表のかたちで両者を紹介した。同じ3月18日付けの周知通達や3月23日付けの化学物質対策課長の留意事項通達も出され（4月号44頁以下参照）、3月28日には、「建築物からの石綿粉じん対策—建築物所有者・管理者の皆様へ」

及び「建築物の解体等の作業における石綿対策—石綿障害予防規則の概要」（解体業者用）の2種類の周知用パンフレットも公表。3月31日には、関連の告示（労働省告示第129～135号、第132号は石綿使用建築物等解体等業務特別教育規程）、公示（健康診断結果措置指針公示第5号、自主検査指針公示第1・2号）も定められ、また、基発第0331017号「屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドライン」についてが示されている。

これらの法令、告示・公示、通達やパンフレットは、厚生労働省や安全衛生情報センターのホームページでも入手することができる（<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/>、<http://www.jaish.gr.jp/anzen/html/select/anhr00.htm>）でみることができる。

今後7月1日に向けて、「建築物の解体等工事における石綿粉じんばく露防止マニュアル（仮称）」を踏まえたマニュアルの出版等が見込まれる。

本号では、石綿障害予防規則の主な内容を解説する。同規則案に係るパブリック・コメント手続に際しては、石綿全国連が、28項目にわたる意見（2004年12月号35頁参照）を提出しており、2月24日付けで寄せられた意見に対する厚生労働省の回答も公表されている（4月号51～55頁参照）ので、合わせて参考にしていただきたい。

代替化—全面禁止の促進

石綿則は、昨（2004）年10月1日から施行された新規使用等の原則禁止という新たな事態を踏まえ、「全面禁止の促進」及び「既存石綿対策の強化」を図ったものと位置づけることができるし、また、そういう要請に十分応えられているかどうかという視点で評価されなければならないだろう。

石綿則は、その第1条で、事業者の責務として、「石綿にばく露される労働者とばく露期間・程度の最小化」、及び、「石綿含有製品の使用状況等の把握と計画的な代替化」の促進、を明記している。

本誌で再三指摘しているように、2004年10月1日からの新規使用等の原則禁止は、労働安全衛生法施行令上の文言では、1995年に全面禁止されているクロシドライト（青石綿）、アモサイト（茶石綿）以外の石綿（実情はほとんどがクリソタイル（白石綿））について、10種類の含有製品の製造、輸入、譲渡、提供、使用が禁止されているのみである。

今回、石綿則第11条によって、吹き付け作業の禁止、がこれに追加された。

「代替化の達成—全面禁止の実現の目標時期を明示（石綿則施行後1年）」するという石綿全国連の意見は受け入れられなかったが、「現在石綿を使用・含有していない用途・製品への新たな石綿の使用・含有をしてはならない」ことを事業者の責務として明示すべきという点については、施行通達のなかで、「石綿を新たな製品に使用してはならない」、と明記された。

代替化促進のターゲット

原則禁止導入に先だって行われた「石綿及び同含有製品の代替化等の調査結果」（2003年1・2月号80頁参照）で存在が確認され、「石綿の代替化等検討委員会報告書」（2003年5月号14頁参照）で「現時点では安全確保の観点から代替化が不可能なものが一部ある」とされたために、禁止の対象に含まれなかった石綿含有製品は、①シール材・ジョイントシート、②耐熱・電気絶縁板、③石綿

布・石綿糸等、の3種類のみであることを、あらためて確認しておく必要がある。

①②が今後の代替化促進のメインターゲットとなることは間違いない。とくに③については、平成16年2月16日付け基安発第0216003・4号「石綿紡織品の使用に係る健康障害防止対策の徹底について」（2004年12月号21・23頁参照）で、厚生労働省自身が、「石綿紡織品については、ジョイントシート・シール材等の代替化が困難な製品の原料としても使用されるため、今般の改正においては禁止の対象とはされなかったものであり」、「石綿紡織品を使用している事業場は大幅に減少しているところであるが、ごく一部の事業場においては代替化の検討もなされないままその使用を継続している事例が認められる状況にある」と指摘。「事業場内の高温物を取り扱う作業、溶接作業等において耐熱・防火用を使用している被服（手袋、作業衣、前掛け等）、シート等に石綿紡織品が使用されていないか確認を行」い、「無石綿の代替品を使用した場合には安全確保上支障がある場合を除き、無石綿の代替品に交換すること」としていることを、周知・徹底する必要がある。

また、前記の調査から漏れた石綿含有製品として、「無石綿」、「ノンアスベスト」等と表示されて販売されていた、④左官用モルタル混和材があることが明らかになっているが、これはいまま禁止の対象とはされていない（2004年10月号52頁参照）。厚生労働省では、同様の把握漏れが「このほかにも存在する可能性を踏まえて」、都道府県労働局等を通じた把握や関係業界団体等に対する把握した製品の通知を求めているが、これまでのところ、新たな石綿含有製品は確認されていない。

もうひとつ、やっかいなのは、⑤禁止政令の施行の日前に製造・輸入された石綿等（在庫製品）が、新規に使用等される可能性がいまだ残されている点で、2004年10月1日以降に合法的に市場に出ている建材やクラッチ・ブレーキ等には石綿が含まれていないと、100%は言いきれない。厚生労働省や関係業界・企業には、このような在庫品に関する情報を収集・提供するとともに、市場からの引き上げを促進することを強く望みたい。

クロシドライト・アモサイト以外の、⑥原料石綿、石綿繊維そのものを輸入し、また、そのままのかたちで使用等すること自体も、禁止されてはいない。廃棄物処分場で吸着剤として使用されているとか、茶道の道具で使われているなどという話も聞くので、輸入禁止となるまでは、注意が必要である。

残るは、⑦労働安全衛生法第55条ただし書きの規定に基づいて、「あらかじめ都道府県労働局長の許可」を受けて禁止されている石綿等を製造・使用するケースである。この場合の基準については、石綿則第48条で定められている。

「石綿を新たな製品に使用してはならない」という施行通達のもと、新たに使用等が許されているのは、前述の①～⑦の場合だけであることを徹底し、監視しつつ、何よりも一日も早い全面禁止の実現をめざしたい。

在庫品の状況と期限付き禁止

ILO石綿条約の締結が審議された4月12日の参議院の外交貿易委員会で、公明党・澤雄二議員の質問に答えて、経済産業省が、昨年10月1日の時点で把握している範囲内での聴き取り調査を行い、14社が在庫を持っていること、また、今年3月末の時点での在庫量は、繊維強化セメント板77,000枚、窯業系サイディング44,000m²、住宅屋根用屋化粧スレート9,000m²と自主申告されていることを明らかにしている。

厚生労働省(安全衛生部長)は、早期の全面禁止を目指していること、また、在庫品について「日限を区切って使用禁止するという点も検討したい」と言明しているので、確実にフォローしていきたい。

既存石綿等対策が課題

石綿則では、使用等が禁止されていない石綿及び石綿含有製品のことを「特定石綿等」、禁止されるものを「製造等禁止石綿等」、「石綿等」という言葉は、両者を含めたものとして使っている。

他方、附則第6条で、製造等を禁止する政令の施行の日前に製造・輸入された「製造等禁止石綿

等」は、「特定石綿等とみなして」石綿則の規定を適用するとしている。

したがって、「特定石綿等」という用語には、新規に製造・使用等される石綿等と、既存の石綿等の双方を含めて使用されているので、注意が必要である。

事業者の責務としての、「石綿にばく露される労働者とばく露期間・程度の最小化」が課題となるのは、以下の場面においてである。

- ① 新規使用等が可能な石綿等を製造し、又は取り扱う作業に労働者を従事させる場合
- ② 既存石綿等を取り扱う作業に労働者を従事させる場合
- ③ 既存石綿等が存在する作業環境で労働者を就業させる場合

①は、一日も早くなくさしていかなければならず、今後、重要性を増してくるのは、②と③、また、②ではとりわけ、建築物等の解体等の作業が重要になってくることは疑いない。

新規使用等が禁止されたとしても、すでに身のまわりに大量に使われてしまっている石綿対策が、重大な問題として残されている。「既存アスベストの把握・管理・除去・廃棄」(2004年世界アスベスト東京会議(GAC2004)全体会議セッション6のテーマでもあった)が課題となる。

ここでは、基本的に、既存石綿等に係る事項について検討していきたい。製造等が禁止されていない石綿含有製品の製造、取り扱いに係る規制については、石綿則及び施行通達の該当部分を参照していただきたい。

職場の吹き付け石綿の管理

従来の既存石綿等に係る規制は、「建築物等の解体等の作業を行うとき」になって初めて、発動される仕組みになっていた。あらかじめどこに石綿等が使用されているかを把握・管理することは、地震等の緊急時に備えるという面も含めて重要なことは明らかであるが、これをカバーする法令は残念ながら存在していなかった。しかし、石綿則第10条「石綿が吹き付けられた建築物等における業務

に係る措置」は、突破口になり得るかもしれない規定である。

すなわち、「事業者」は、「その労働者を就業させる建築物の壁、柱、天井等」に石綿等が吹き付けられているかどうかを把握・確認し、「吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、及びその労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるとき」は、必要な措置を講じなければならないこととされたのである（罰則：6月以下の懲役または50万円以下の罰金）。

講ずべき措置としては、「当該石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等」があげられている。

石綿全国連は、「おそれがあるとき一措置を講ずべき場合の基準」及び「いずれの措置が適切であるかの判断基準」を示すよう要望したが、パブリック・コメントに対する回答は以下のとおりだった。

「『既存建築物の吹き付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説』（建設省住宅局建築指導課、大臣官房官庁営繕部監督課監修〔日本建築センター発行〕）等既存の指針等を参考に、事業者が適切に判断すべきものと考えている。」

同指針・解説の「第5章 飛散防止処理工法の選定」では、除去、封じ込め、囲い込みの3つの処理工法によることを「原則とする」として、「選定にあたっての検討条件」を言わば参考として示し、「建築物解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル」（環境庁アスベスト飛散防止対策研究会監修）等も、同指針・解説の内容を紹介している。

「除去」がもっとも効果的

「建築物からの石綿粉じん対策—建築物所有者・管理者の皆様へ」というパンフレットはA4二つ折りの4頁の簡単なもので、「建築物に吹き付けられた石綿の管理（石綿則第10条関係）」については1頁を当てているだけだが、前記指針・解説から、毛羽立ち、たれ下がり、繊維のくずれ、局部的損傷・欠損の実例を示したカラー写真を引用、また、除去、封じ込め、囲い込み、の簡単な説明を載せている。現在の実態はというと、「囲い込み」はほとんどないようだが、「封じ込め」は一部で行われてい

るようである。

石綿全国連が要望した二つの基準が明確になっているとはいえないが、石綿則施行通達で、「除去」が「もっとも効果的なものであり、損傷、劣化の程度の高いもの（脱落・繊維の垂れ下がりが多いもの等）、基層材との接着力が低下しているもの（吹き付け層が浮き上がっているもの等）、振動や漏水のあるところに使われているもの等については、この方法によることが望ましい」とし、前述のパンフレットでは、同じ指摘を、「望ましい」ではなく、「完全に除去することが必要です」としていることも手掛かりとしながら、取り組みを進めていきたい。

施行通達の以下の点も、「望ましい」ではなく、事業者の義務とすべき事項であり、確実に実行させたい。

- ・「『除去』以外の措置を講じた場合には、その施工記録等の情報を設計図書等と合わせて保存することが望ましい」（保存期間の言及なし）
- ・「石綿等が吹き付けられていることが明らかとなった場合には、吹き付けられた石綿等の損傷、劣化等により石綿等の粉じんにばく露するおそれがある旨を労働者に対し情報提供することが望ましい」

施行中止時期の目安は要注意

また、石綿全国連は、「現行の国の各種解説等における、吹き付け石綿等が使用された目安期間に関する情報は誤っており、…施工年を目安とした『石綿等の使用の有無』の判断は、正確な情報に基づかないとかえって有害」であり、「関連業界からの一方的情報のみに基づく目安等は示すべきではない」という意見を提出し、この点に対する回答はなされていないが、前記パンフレットに、別掲（次頁参照）のような「吹き付け石綿等の使用場所及び施工中止時期」が示された。

「その他の石綿含有吹き付け剤…昭和63年以前に施工中止」が加えられた点は改善ではあるが、例えば東京都練馬区では、実際の分析によって、1995年に施工された吹き付けにも石綿含有のものがあることを確認し、独自に作成した「アスベスト

使用の確認のためのチェックシート」(練環環発第292号環境清掃部環境保全課長通知)でもそのようにしたうえで、「使用期間は目安です」という断り書きをしているところであり、安易に施工時期のみに基づく判断に頼るべきではないことは明らかな。

なお、石綿則第10条第2項では、2以上の事業者に貸与している「建築物貸与者」に対しても、「共用する廊下の壁等に吹き付けられた石綿等」に関して、前記の「事業者」と同様の義務を課している(罰則:6月以下の懲役または50万円以下の罰金)。

建築物等の解体等の作業を行う仕事の発注者(注文者のうちその仕事を他の者から請け負わないで注文している者)・注文者には、各々、石綿の使用状況等の通知(第8条)、法令の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないこと(第9条)、という義務(罰則なし)が課されることに留意されたい。

既存石綿等の把握及び必要な措置の実施は、吹き付けだけでなく、すべての石綿・石綿含有製品について、また、労働者の就業の場(職場)として使用される建築物だけでなくすべての建築物—とりわけ不特定多数の者が使用する公共建築物のすべてについて行われるべきと考えているが、そこで就業する労働者に係る石綿則上の事業者の義務を履行させることを通じて取り組みを前進させることのできる場面も少なくないものと考えられる。

取り扱い作業全般の規制

建築物等の解体等の作業を行うときに発動される規制の前に、石綿等を製造し、又は取り扱う作業全般に適用される、石綿則の規制をみてみよう。

- ① 関係者以外の立入禁止・表示(第15条)
- ② 石綿作業主任者の選定(第19・20条)
- ③ 休憩室(第28条)[常時要件あり]
- ④ 床(第29条)[常時要件あり]
- ⑤ 掃除の実施(第30条)[常時要件あり]
- ⑥ 洗浄設備(第31条)
- ⑦ 運搬・貯蔵・容器等(第32条)
- ⑧ 喫煙等の禁止(第33条)
- ⑨ 掲示(第34条)

吹付け石綿等の使用場所及び 施工中止時期

○ 使用場所例

- ① 3階建て以上の鉄骨構造の建築物のはり、柱等
- ② 床面積の合計が200平方メートル以上の鉄骨構造の建築物のはり、柱等
- ③ ビルの機械室、ボイラー室等の天井、壁
- ④ ビル以外の建造物(体育館、講堂、温泉の建物、工場、学校等)の天井、壁

○ 施工中止時期

- ① 吹付け石綿…昭和49年以前に施工中止
- ② 石綿含有吹付けロックウール…昭和55年以前に施工中止
- ③ その他の石綿含有吹付け材…昭和63年以前に施工中止

※リーフレット「建築物からの石綿粉じん対策—建築物所有者・管理者の皆様へ」より

- ⑩ 作業の記録(第35条)[常時要件あり]
- ⑪ 測定(第5章)[常時要件あり+屋内のみ]
- ⑫ 健康診断(第6章)[常時要件あり]
- ⑬ 保護具(第7章)
- ⑭ 局所排気装置等の設置(第12条)[石綿粉じんの発散あり+屋内のみ]

(罰則は、4月号42-43頁の別紙2参照)

これらの規制は、新規使用等が可能な石綿等だけでなく、既存石綿等を取り扱う場合にも適用されるものであるが、「休憩室」(第28条)、「床」(第29条)、「掃除の実施」(第30条)に関する規制は、石綿等を「常時」製造又は取り扱う作業を対象としていることから、既存石綿等の取り扱い作業が該当する場合は稀れであると思われる。施行通達では、第29条については、「建築物又は工作物の解体等の作業場は該当しない」と解説している。

「作業の記録」(第35条)と健康診断(第6章)は、「常時」作業に従事する労働者を対象にしているが、原則使用等禁止という新たな事態のもとでは、「常時」作業する労働者を最小化することが事業者の責務であり、「作業の記録」等の対象要件に

「常時」を残していることは、妥当とは思われない。

「測定（第5章）」は、「特定石綿等の製造又は取扱いが常時行われる屋内作業場」のみを対象としたものとされている。

「局所排気装置等の設置」（第12条）は、「特定石綿等の粉じんが発散する屋内作業場」を対象としたもので、「設置が著しく困難なとき、又は臨時の作業を行うときは、この限りでない」とされる。

石綿障害予防規則という「屋内作業場」には、「作業場の建家の側面の半分以上にわたって壁、羽目板、その他のしゃ蔽物が設けられておらず、かつ粉じんがその内部に滞留するおそれがない作業場は含まれない」とされている。

以上の諸規制は、従来も特定化学物質等障害予防規則によって定められていたもので、石綿則になって変わったのは、以下の点である。

- ① 特定化学物質等作業主任者から石綿作業主任者が独立する予定であること
- ② 作業場・休憩室の床の定期的清掃を義務づけたこと
- ③ 作業、健康診断の記録の保存期間の起点を変更したこと
- ④ 使用された呼吸用保護具、作業衣等を他の衣服等から隔離して保管するとともに、付着した物を除去した後でなければ作業場外への持ち出しを原則禁止したこと

石綿作業主任者の選定

なお、石綿作業主任者の職務は、次の事項とされている（第20条）。

- ① 作業に従事する労働者が特定石綿等の粉じんにより汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること
- ② 局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を1月を超えない期間ごとに点検すること
- ③ 保護具の使用状況を監視すること

また、後述の建築物等の解体等の作業を行うときの事前調査に当たることも期待されている。

現在、通常国会に上程されている労働安全衛生法等改正案によって、特定化学物質等作業主任者技能講習から分離して、新たに石綿作業主任者技能講習が新設される予定であり、それに伴って、本条も、「石綿作業主任者技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任しなければならない」と改正されることになろう。

湿潤化と保護具・作業衣

石綿等を取り扱う作業のうち、「屋内、屋外の作業場を問わず」（施行通達）、以下の作業に労働者を従事させるときは、追加の措置が必要となる（「石綿等の切断等の作業」という用語が用いられている）。

- ① 石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業
- ② 石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた物の解体等の作業（石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業を含む。）
- ③ 粉状の石綿等を容器に入れ、又は容器から取り出す作業
- ④ 粉状の石綿等を混合する作業
- ⑤ 前各号に掲げる作業において発散した石綿等の粉じんの掃除の作業

旧特化則第38条の8で掲げられていた作業に、新たに、⑤の作業が追加されたものである。

事業主は、これらいずれかの作業に労働者を従事させる場合には、以下の措置を講じなければならない。

- ① 石綿等を湿潤な状態のものとしなければならない（ただし、石綿等を湿潤な状態のものとすることが著しく困難なときは、この限りでない）（第13条第1項）
- ② 石綿等の切断等の作業を行う場所に、石綿等の切りくず等を入れるためのふたのある容器を備えなければならない（第13条第2項）
- ③ 当該労働者に呼吸用保護具を使用させなければならない（第14条第1項）
- ④ 当該労働者に作業衣を使用させなければならない（ただし、当該労働者に保護衣を使用させるときは、この限りでない）（第14条第2項）

石綿障害予防規則の解説

①湿潤化、②蓋付きくず容器、③呼吸用保護具、④作業衣、が基本的な4点セットとして、規制されているということである（罰則：6月以下の懲役または50万円以下の罰金）。これらは、22頁に掲げた①～⑭の規制に上乘せされるものである。

「石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた物の解体等の作業」は、まさに既存石綿等の取り扱い作業を対象としたものである。わざわざ括弧書きで、「石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業を含む」とされているが、逆に「建築物又は工作物」以外の、例えば船舶や鉄道車両の「解体等の作業」の場合にも、この規制が適用されるということである。

解体等作業の際の事前調査

以上みてきた、石綿等の取り扱い作業に共通した規制に加えて、建築物等の解体等の作業を行うときに発動される一連の規制が、石綿則のもとで新たに体系化された。

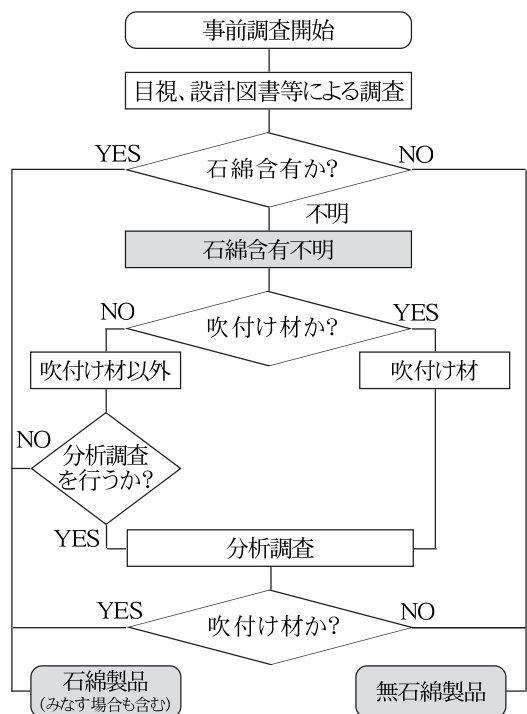
まず、「事業者」は、「建築物又は工作物」の「解体等」の作業を行うときは、「あらかじめ…石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておかなければならない」（第3条第1項）。

ここで、「建築物又は工作物」は、「土地に固定されたものをいうこと」とする施行通達によれば、船舶や鉄道車両等は含まれないことになる。

「解体等」には、「破壊」、「改修」が含まれるが、石綿全国連が要望した「維持管理（メンテナンス）」は含まれず、「『改修』とは、建材を全面的に取り替える等の作業をいい、小規模な作業を含むものではない」とされる。「小規模な作業」が具体的に何をさすかが示されてないため、今後、問題になる可能性がある。参考までに、大気汚染防止法では、「解体」、「改造」、「補修」を規制の対象とし、「建築物の一部に手を加える行為（作業）全般をいう」と解説しているところであり、その他の点も合わせ、総合的な解釈がなされることを望みたい。

しかし、「石綿等が使用されているもの」に限定してはならず、また、「石綿等を除去する作業を伴

事前調査の考え方



※リーフレット「建築物の解体等における石綿対策—石綿障害予防規則の概要」より

う場合」に限定してもいないので、「建築物又は工作物の解体・破壊・改修の作業」を行うときにはすべて、次の第2項も含めた本条に規定する「事前調査を行い、その結果を記録しておかなければならない」ことになる（罰則：6月以下の懲役または50万円以下の罰金）。

「設計図書」とは、「建築物、その敷地又は工作物に関する工事用の図面及び仕様書のこと」であり、「等」には、「施工記録、維持保全記録、発注者からの情報が含まれる」。「目視または設計図書等による調査」ではないから、目視によって石綿等が使用されていることが明らかである場合を除き、設計図書等による調査を行うものと解すべきである。

この調査は、「石綿作業主任者、特別教育修了者等石綿に関する一定の知識を有している者が行うことが望ましい」とされている（石綿全国連は、「事前調査を行う者に対する特別教育に関する

規定を設けること」を要望した)。

石綿全国連は、「石綿等の使用の有無だけでなく使用されている箇所及び使用の状況も調査すべきことを明示すること」(現行特化則第38条の10の表現)を要望し、「石綿等が使用されている箇所、使用されている石綿を含有する製品の種類の調査が含まれる」という回答であったが、施行通達では必ずしも明瞭でないので、徹底する必要がある(現行特化則第38条の10の施行通達では、「『使用の状況』の把握については、吹付け材、スレート材等といった石綿等の使用形態及び使用量を把握」することとされていることに留意されたい)。

分析による調査とみなし規定

前項の目視、設計図書等による「調査を行った」にもかかわらず、当該建築物又は工作物について石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは、石綿等の使用の有無を分析により調査し、その結果を記録しておかなければならない。ただし、当該建築物又は工作物について石綿等が吹き付けられていないことが明らかである場合において、事業者が、当該建築物又は工作物について石綿等が使用されているものとみなして労働安全衛生法(以下「法」という。)及びこれに基づく命令に規定する措置を講ずるときは、この限りでない」(第3条第2項)。

「分析による調査」を原則として規定しながらも、あらかじめ必要な対策を講じるときには「分析による調査」を免除するという「みなし規定」を置くという手法は、石綿等が使用されていないことが明らかかな場合を除いて、建築物等には石綿等が使用されているものとみなして必要な対策を講じる方向に誘導していこうという、政策的な意欲を感じさせるものである。

石綿全国連は、「実効性のある措置が義務づけられることを前提に」、このようなアプローチをとることに賛成し、「『分析による調査』よりもむしろ『石綿等が使用されているものとみなして措置を講ずる』ことを奨励する規制の運用」がなされることを要望した。(「分析調査により石綿の使用が明らかに

なったときと石綿があるものとみなすときに講ずべき対策は同じ措置を課すべき」という点では、石綿全国連と厚生労働省の認識は一致している。)

ただし、当該建築物・工作物に吹き付けがなされている場合の吹き付け材に関しては、「みなし規定」は適用されず、石綿等の使用の有無を確実に確認すべきこととされている。施行通達で、「第1項の調査を行った建築物又は工作物について石綿等の使用の有無が明らかとならなかった吹付け材及び吹付け材以外の建材が混在する場合、吹付け材については除去作業における発じんが著しく多いため、必ず分析により石綿等の使用の有無を調査する必要がある」としているからである。

施行通達では、この箇所は、「吹付け材以外の建材については石綿等が使用されているものとみなして…」と続くので、誤解がないようにするため、石綿則第3条の事前調査は「石綿等の使用の有無」を調査するものであって、調査の対象は建材に限定されてはいないことを指摘しておきたい。

「建築物の解体等の作業における石綿対策—石綿障害予防規則の概要」というパンフレットには、以上の「事前調査の考え方」について、別掲(24頁参照)のようなフローチャートを示している。

「分析による調査」は、「石綿等がその重量の1%を超えて含有するか否かについて分析を行うものであり、その方法については別途示す」こととされている。1996年3月29日付け基発第188号「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法について」があるが、昨(2004)年7月には、(社)日本作業環境測定協会から『作業環境測定シリーズ No.3 繊維状物質測定マニュアル』が発行されている(<http://www.jawe.or.jp/hanbai/book/news/new02.htm#no3>)。

今後明らかにされる見込みの「建築物の解体等工事における石綿粉じんばく露防止マニュアル(仮称)」等によって事前調査のより詳しい手法が示されるものと思われる。また、(社)日本石綿協会が「既存建築物における石綿使用に関する事前診断監理指針」を作成の予定とも伝えられているので、それらの内容にも注目していきたい。

事前調査結果の記録・揭示

なお、「目視、設計図書等による調査」（第1項）と「分析による調査」（第2項）を問わず、「第3条に基づき事前調査の結果についても併せて30年間保存することが望ましい」とされているが、これは本来、義務として徹底させるべきである。

また、石綿全国連の、「事前調査の結果を表示することとすべきである」という意見に対しては、「事前調査の結果は、事業者が適切な作業計画の作成等に用いるものであり、また、調査の結果、石綿等が使用されている場合にはその旨の揭示をすることとなる」と回答されている。

石綿等を取り扱う作業場には、所定の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならないが（第34条）、これは、石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業を行うときにも、石綿等を取り扱う作業を伴う場合には、当然、適用される。この第34条の「揭示」は、当該作業に従事する労働者向けのものであるが、既出の「関係者以外の立入禁止」（第15条）及び後述の「作業者以外の立入禁止」（第7条第1項）が適用される場合の、立入禁止であることの「表示」は、解体等工事が行われる建築物等に立ち入る可能性のある、周辺住民等にも見やすい箇所に表示することが含意されているものと解される。

石綿等が使用されていなかったという事前調査の結果や「みなし規定」による対策を講じている場合には、その事実も含めて、「建築物等の解体等作業」現場すべてに、労働者だけでなく周辺住民等にも見やすい箇所に、事前調査の結果が表示（揭示）されるべきであると考えらる。

石綿等使用ならば作業計画

事前調査の結果に基づき、「事業者は、石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業を行うときは、…あらかじめ、作業計画を定め、かつ当該作業計画により作業を行わなければならない」（第4条第1項）。これは、「石綿等の除去作

業」を伴うか否かにかかわらず、適用される規定である。

石綿全国連は、「みなし規定」により必要な措置を講じる場合にも、この規定の適用があることを明示すべきと要望し、回答が示されていないのだが、当然、適用されるものと解される。

作業計画で示す事項は、①作業の方法・順序、②石綿等の粉じん発散防止・抑制方法、③作業を行う労働者への粉じんばく露防止方法、である（第4条第2項）。

なお、事業者は、「作業計画を定めたときは、前各号の事項について関係労働者に周知させなければならない」（第4条第3項）。第4条違反に係る罰則は、6月以下の懲役または50万円以下の罰金である。

作業環境測定等の内容は？

「解体等の作業の実施に当たっては、作業環境中の石綿の濃度の測定及び評価に基づく作業環境管理を行うことが望ましいこと。なお、作業環境管理については、別途示す屋外作業場における作業環境管理に係る手法等に基づき行うこと」とされる。この点では、個人サンプラー方式を採用した、基発第0331017号「屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドライン」が示されているものの、ここでは、測定は「業務が一定期間以上継続して行われるものについて」行うとしながら、一定期間がどの程度の期間をさすのかは示されていない。また、「作業又は業務が行われる期間が予定されるもの、1回当たりの作業又は業務が短時間であっても繰り返し行われるもの、同様の作業又は業務が場所を変えて（事業場が異なる場合も含む。）繰り返し行われるものを含む」、「測定は、作業の開始時及び1年以内ごとに1回、定期に行う」こととしているが、これだけでは現実の建築物等の解体等の作業の取り扱いが定かではない。この点でも、「建築物の解体等工事における石綿粉じんばく露防止マニュアル（仮称）」等の内容が現場に与える影響が大きいものと予想される。

わが国がILO第162号石綿条約を批准できな

かった理由のひとつとして、建築物の解体等作業を含め屋外作業場に関して、作業環境測定を義務づけていないこと等があげられてきた。石綿則も規定は設けていないが、今回のガイドライン等によって批准が可能と判断したものと考えられる。

石綿全国連は、以下の意見も提出している。

「当該作業場所内の気中石綿濃度測定を実施した結果、濃度が一定の基準を超えた場合、または、事前調査によって明らかとならなかった吹付け石綿等の飛散性の高い石綿等の存在が明らかとなった場合には、事業者は、直ちに作業を中止、現場を隔離、立ち入りを禁止、その旨を表示したうえで、所轄労働基準監督署に届け出、許可を受けてからでなければ作業を再開してはならないこととすべき」である。

施行通達では、「施工中に事前調査では把握していなかった石綿を含有する建材等が発見された場合には、その都度作業計画の見直しを行うこと」とされ、また、前記ガイドラインでは、「測定値が管理濃度等を1以上の測定点で超えた場合には」、「直ちに、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講じ、当該場所の測定値が管理濃度等を超えないようにすること」、及び、「測定値が管理濃度等を超えた測定点については、必要な措置が講じられるまでは労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるほか、その他労働者の健康の保持を図るため必要な措置を講じること」等としている。

石綿特別教育

さらに、新設の第27条は、「事業者は、石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業に係る業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、次の科目について、当該業務に関する衛生のための特別の教育を行わなければならない」と定めている（罰則：6月以下の懲役または50万円以下の罰金）。

① 石綿等の有害性

② 石綿等の使用状況

③ 石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置

④ 保護具の使用方法

⑤ 前各号に掲げるもののほか、石綿等のばく露の防止に関し必要な事項

4時間以上行うものとする、「石綿使用建築物等解体等業務特別教育規程」が、3月31日付け厚生労働省告示第132号として策定されている。

建築物の解体等規制の区分

石綿則のもとでは、「建築物又は工作物の解体等の作業」に係る規制は、大きく以下の5つの作業に分けて定められている、と言うことができる。

① 吹き付けられた石綿等の除去作業

② 壁、柱、天井等に張り付けられた石綿等が使用されている保温材、耐火被服材等の除去作業

③ ①、②以外の、石綿等を取り扱う作業（≡石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた物の解体等の作業）

④ 石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業であって、①～③の作業を伴わないもの→事業主が講ずべき義務は、事前調査、作業計画、石綿特別教育、の3つ

⑤ 石綿等が使用されていない建築物又は工作物の解体等の作業→事業主が講ずべき義務は、事前調査のみ

①②③は石綿等を取り扱う作業、④⑤は石綿等を取り扱う作業を伴わない解体等の作業ということ。①②③には共通して既述の以下の規制（「石綿等を取り扱う建築物等の解体等の作業において講ずべき最低限の措置」と位置づけられる）がすべて適用されたうえに、①と②については、さらに後述の特別規制が加わるという体系である。

石綿等を取り扱う建築物等の解体等の作業 において講ずべき最低限の措置

(1) 石綿等を使用している建築物等の解体等の作業すべてを対象とした；

①事前調査、②作業計画、③石綿特別教育

(2) 石綿等を取り扱う作業すべてを対象とした;

①関係者以外の立入禁止・表示、②石綿作業主任者の選定、③休憩室、④床、⑤掃除の実施、⑥洗浄設備、⑦運搬・貯蔵・容器等、⑧喫煙等の禁止、⑨掲示、⑩作業の記録、⑪測定、⑫健康診断、⑬保護具、⑭局所排気装置等の設置—22頁参照、建築物等の解体等の作業の場合には、屋内作業や常時要件との関係で、適用されないと言われるものもある。

(3) 石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた物の解体等の作業を対象とした;

①湿潤化、②蓋付きくず容器、③呼吸用保護具、④作業衣

建築物解体用パンプの補足

「建築物の解体等の作業における石綿対策—石綿障害予防規則の概要」というパンフレットには、別掲(次頁上)のような「建築物等の解体等における石綿等の除去等に対する規制の体系」が示されているが、若干、補足が必要である。

まず、「事前調査」は、「石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた建築物等」に限定されず、すべての「建築物等(建築物又は工作物)の解体等の作業を行うとき」には、必ず実施し、その結果を記録しておかなければならないということ。

また、「作業計画」も、条文どおりに言えば、「石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業を行うとき」に、必ず策定して、当該作業計画により作業を行わなければならないということ。

さらに、別掲(次頁上)で使われている①～③の規制の区分は、解体等の対象となる建築物等の種類によって分けられるのではなく、本文前掲の①～③の行われる作業の種類によって区分されているという点である。この表では、④⑤の場合の規制が示されていない。

また、「洗浄設備」(第31条)、「喫煙等の禁止」(第33条)、「掲示」(第34条)等が、この表には示

されていない。これは、石綿障害予防規則の周知通達(4月号45頁参照)において示された「周知の重点事項」に含まれていないためと考えられ、同パンフレット最終頁の「石綿障害予防規則に定める措置事項(抜粋)」にはほとんどが含まれているが、適用されないものと受け取られないように注意する必要がある。

「石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた建築物等」という用語は、すでにみた、石綿等の取り扱い作業に対する一般的な規制に関する第13条で使用されているものだが、この表の「解体等の対象」全体を示す言葉としてふさわしいかどうかは疑問である。

また、同パンフレットは、別掲のような「建築物における施工部位の例」も示されているが、前述のとおりに、「事前調査」は「石綿等の使用の有無」を調査するものであって、石綿含有建材に限定されていないことも、再度指摘しておきたい。ちなみに、この表では、石綿含有保温材も含まれていない。

(社)日本石綿協会は、「石綿障害予防規則適用一覧表」を作成・公表している(<http://www.jaasc.or.jp/>)ので、参照されたい。

吹き付け石綿等に係る届出等

「吹き付けられた石綿等の除去作業」に関しては、安全衛生規則第90条第5の2号による、以下の規制が生きている。

すなわち、事業者は、「建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物で石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事」を開始しようとするときは、その「計画」を、当該仕事の開始の日の14日前までに、所轄労働基準監督署長に届け出なければならない(労働安全衛生法第88条第4項、安全衛生規則第90条第5の2号、罰則:50万円以下の罰金)。

この「計画の届出」は、様式第21号による届書に次の書類を添えて行わなければならないものとされている(安全衛生規則第91条)。

① 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面

② 建設等をしようとする建設物等の概要を示す図面

③ 工事用の機械、設備、建設物等の配置を示す図面

④ 工法の概要を示す書面又は図面

⑤ 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面

⑥ 工程表

平成12年6月13日付け基発第406号「労働安全衛生法第88条第4項に基づく計画の届出の添付書類について」では、④として、除去処理工法の概要（作業場所の隔離方法を含む）、粉じんの発散抑止対策、除去処理後の廃棄物管理方法を含めた「石綿除去作業計画」を添付すべきものとされている。

一方、石綿則第5条は、上記に該当しない「吹き付けられた石綿等の除去作業」について、新たに事業者には、「あらかじめ、様式第1号による届書に当該作業に係る建築物

又は工作物の概要を示す図面を添えて」、「作業の届出」を義務づけた（罰則：50万円以下の罰金）。

したがって、建築物又は工作物の「吹き付けられた石綿等の除去作業」を行うときは、所轄労働基準監督署長に、「計画の届出」または「作業の

建築物等の解体等における石綿等の除去等に対する規制の体系

解体等の対象 実施すべき事項	石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた建築物等			
	① 石綿等が吹き付けられた建築物等		② 石綿等が張り付けられた建築物等（粉じんを著しく飛散するおそれのあるもの）	③ ①、②以外の建築物
	耐火建築物又は準耐火建築物	その他		
事前調査	○	○	○	○
作業計画	○	○	○	○
計画の届出	○			
作業の届出		○	○	
特別教育	○	○	○	○
作業主任者	○	○	○	○
保護具等	○	○	○	○
湿潤化	○	○	○	○
隔離	○	○		
作業者以外立入禁止			○	
関係者以外立入禁止	○	○	○	○
注文者の配慮	○	○	○	○

②は、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材を指すものである。

※リーフレット「建築物の解体等における石綿対策—石綿障害予防規則の概要」より

建築物における施工部位の例

施工部位	石綿含有建築材料の種類
天井／壁 内装材	スレートボード、けい酸カルシウム板第一種、バルブセメント板
天井／壁 吸音断熱材	石綿含有ロックウール吸音天井板、石綿含有吹付け材
天井結露防止材	屋根折版用断熱材、石綿含有吹付け材
床材	ビニル床タイル、フロア材
外壁／軒天 外装材	窯業系サイディング、スラグセッコウ板、押出成形セメント板、スレートボード、スレート波板、けい酸カルシウム板第一種
耐火被覆材	吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール、石綿含有耐火被覆板、けい酸カルシウム板第二種
屋根材	スレート波板、住宅屋根用化粧スレート
煙突材	石綿セメント円筒、石綿含有煙突断熱材

※リーフレット「建築物の解体等における石綿対策—石綿障害予防規則の概要」より

届出」のいずれかが義務づけられることになった。

同時に、建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物で、延べ床面積が500m²以上を解体する作業であって、その対象となる建築物の部分における吹き付け石綿の使用面積の合計が

50m²以上であるものについては、大気汚染防止法により、作業の開始の日の14日前までに、「作業の実施の届出」を都道府県知事に届け出なければならない(罰則:3月以下の懲役または30万円以下の罰金)。

作業場所の隔離

また、石綿則第6条は、「事業者は、壁、柱、天井等に石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業を行う場合において、当該石綿等を除去する作業に労働者を従事させるときは、当該除去を行う作業場所を、それ以外の作業を行う作業場所から隔離しなければならない」と規定している(罰則:6月以下の懲役または50万円以下の罰金)。

施行通達で、以下のように記されたことは、石綿全国連等が指摘し続けてきたことが受け入れられたものであり、ぜひ現場で徹底させていきたい。

「天井裏に吹き付けられた石綿等の除去に伴い、あらかじめ当該石綿等の下に施工されている天井板(石綿を含有しないものを含む。)の除去作業を行う場合には、当該天井板の上面に長年にわたり堆積した石綿等の粉じんが飛散すること、又は天井裏に吹き付けられた石綿等が損傷を受けることにより石綿等の粉じんが発散することがあるので、当該作業においても本条に基づき作業場所を隔離する必要があること」。

ということで、「吹き付け石綿等の除去作業」に係る特別規制は、「計画の届出」または「作業の届出」及び「作業場所の隔離」ということになる。

張り付け石綿等の特別規制

「壁、柱、天井等に張り付けられた石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の除去作業」に係る特別規制は、今回、新たに設定されたものである。

吹き付け石綿等に次いで、「石綿等の粉じんを著しく発散させるおそれのあるもの」として、①石綿含有保温材、②石綿含有耐火被覆材、③石綿含有断熱材、が対象とされ、各々以下のように解説さ

れている(施行通達)。

石綿含有保温材とは、「石綿保温材並びに石綿を含有するけい酸カルシウム保温材、けいそう土保温材、バーミキュライト保温材及びパーライト保温材をいう」。

石綿含有耐火被覆材とは、「石綿を含有する耐火被覆板及びけい酸カルシウム板第二種をいう」。

石綿含有断熱材とは、「屋根用折版石綿断熱材及び煙突石綿断熱材をいう」。

これらの張り付けられた石綿等を除去する作業を行うときは、事業者は、「計画の届出」を要しない吹き付け石綿等の除去等の作業の場合と同じ「作業の届出」が義務づけられた(第5条第1項、罰則:50万円以下の罰金)。

同時に、原則として当該作業に従事する労働者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならないこととされた(第7条第1項、罰則:6月以下の懲役または50万円以下の罰金)。特定元方事業者の、関係請負人に対する通知、作業時間帯の調整等の措置を講じなければならないことも規定されている(第7条第2項、罰則:50万円以下の罰金)。

「張り付け石綿等除去作業」に係る特別規制は、「作業の届出」及び「作業者以外の立入禁止・表示」ということである。

高飛散性石綿等対策は共通

石綿全国連の提出した意見は、まず、「吹き付け石綿等」と「張り付け石綿等」とで、必要な措置の内容に区別をもうけるべきではないということ。いずれも「石綿等の粉じんを著しく発散させるおそれのあるもの」であり、「飛散性の高い石綿等」と呼ぶべきであると考え。これは、それ以外の石綿等を、「相対的に飛散性の低い石綿等」と呼ぶべきことを含意しており、「非飛散性石綿等」という用語を使うべきではないという主張でもある。

そして、「飛散性の高い石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業」は、共通して、①作業場所の隔離に加えて、②当該作業期間中24時間当該作業場所内部を負圧とする措置、③当該

作業従事労働者の保護衣着用、④クリーンルームの設置、⑤隔離された作業場外の気中石綿濃度測定の定期的実施、結果の記録及び表示、等の措置を講じることとすべきであるというものである。

一方で、より細かい点では、吹き付け石綿等、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材等の、各々の特性に即した対策が必要な点多々あると考えられ、規則条文以外のマニュアル・ガイドライン等による対応も必要と考えられた。

これに対する回答は、「石綿等が吹き付けられた建築物等の解体等の作業における作業場所の隔離については本規則で義務付ける。その他については必要に応じマニュアル等で示すこととする」というものであった。

これまで現実に、とりわけ屋根折版用断熱材(商品名:フェルトン)や煙突用石綿断熱材(商品名:カポスタック)等については、吹き付け石綿等と同等の措置を講じた工事が実施されているところであり、石綿則の制定が、慣行としての対策の引き下げにつながるようなことがあってはならないと考える。

一般的に講ずべき最低限の措置

「相対的に飛散性の低い石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業」の場合の措置も検討されなければならない。これは、「石綿等を取り扱う建築物等の解体等の作業において講ずべき最低限の措置」と位置づけることもでき、11頁に、石綿則のもとにおける規制を掲げた。

これについては石綿全国連は、①湿潤化又は飛散抑制剤の使用等、②手ばらし・カッターナイフによる切断等及び粉じんを飛散させる機械器具の使用禁止、③呼吸用保護具・作業衣の使用、④当該作業場所への当該作業従事労働者以外の者の立入禁止(特定元方事業者による実効確保措置を含む)、⑤当該作業場所内の気中石綿濃度測定の定期的実施、結果の記録及び表示、⑥「石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業」を実施中である旨及び立入禁止である旨の表示、が含まれるべきという意見を提出していた。

これに対する回答は、「①、③、④及び⑥におい

て必要な措置については、同趣旨の規定を設けることとしている。その他については、必要に応じ標準的な作業方法を示すマニュアル(以下「マニュアル」という。)等で示すこととする」というものであった。

これは、「みなし規定」―「石綿等が使用されているものとみなして措置を講じる」場合の、講ずべき措置の内容でもあるから、「みなし規定」の有効性を評価するための重要な問題でもあり、今後示される予定の「建築物の解体等工事における石綿粉じんばく露防止マニュアル(仮称)」等が注目される。現場に対しては、これがきわめて重要な意味を持ってくるものと思われる。

縦割り行政超えた包括的対策

廃棄物の取り扱いに対する規制の強化が含まれていないのは、石綿則の明らかな弱点のひとつだと考える。

環境省では、廃棄物処理法の規制対象とされていない「非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針」の策定が進められており、近く公表される予定と伝えられている。

石綿全国連が要請してきた法令改正による対応でないことはさておいても、これも契機として、労働者・住民・環境保護の観点から、石綿等廃棄物規制の強化が図られることを期待したい。

同じく環境行政で、大気汚染防止法に基づく建築物解体等に係る石綿飛散防止対策に関しては、この間の石綿全国連との話し合いのなかで、現在規制されていないアスベスト成形板や保温材等の問題を検討しているという話が出されている。具体的な動きは伝えられていないが、大気汚染防止法に基づく規制は、労働安全衛生法に基づく規制と対になるものであり、後者で「石綿障害予防規則」が新たに施行されることになったことも踏まえた対応が必要と考えられる。

この際、縦割り行政の弊害を排した抜本的・総合的な対策が確立されることを切実に望むものである。



連載第37回

語りつぎたいこと —日本・アジアの片隅から—

香港の労働事情も同時に学ぶ

塩沢美代子

工場団地の労災実態調査

香港の労働問題に取り組んでいるCICに受け入れてもらったことは、私にとってベストの条件だった。私はスタッフと親しくなって、英語と現地の労働事情を同時に学ぶことになったのである。若手でもっとも活動的な青年だったランポーラム、通称アポ君が、私をいろんな活動の場に連れていってくれた。そのなかで、本誌に関りのある調査を紹介しよう。

当時は九竜半島の北部が工場地帯だった。そこも高層ビルで、さまざまな工場が、縦に並んでいた。例えば、1～2階はプラスチック加工、3～5階は衣類の縫製工場、6～7階はかつらをつくる工場といった具合だった。軽工業で手先をつかう仕事为主で、女子の労働集約型の業種が多かった。したがって手先に怪我をする労災がよく起っていた。労働相談などでその状況を知ったCICが、労災の実態調査をすることに

なり、アポが担当者だった。その方法が、私には全く思いがけないものだった。

それは大きな病院に朝早くから行って、外来の受付終了時間までいて、手に包帯を巻いてやってくる女性を見かけると、“失礼ですが、その怪我は職場の仕事でなさったのですか”と声をかける。“そうだ”という人には、“どんな仕事で、どうして怪我をしたのか話していただけませんか”とたずね、答えてもらえる人から聴きとりをし、工場名を明かしてもいいという人からは、それもさく。

もちろんCICのことを説明し、なぜこんなことをきくのかも、手短かに話して協力を求める。また病院側にも事前に諒解をとりつけてあった。アポは主として学生のボランティアを動員し、いつ誰がいけるかを確かめ、毎朝3～4人はいけるようにして、この聴きとり調査をしていた。

ある日、私は、アポと一緒に調査現場へ行った。この病院は工場や労働者の居住地域の近くにある、キリスト教系の大きな総合病院だっ

た。アポは、この調査の協力者である白人の外
科医に私を紹介してくれた。

その医師は、患者とは広東語で話すのだろ
うが、私には英語でどんな怪我が多く、どんな
障害が残るかなどを、カルテを繰りながら説明し
て下さった。レントゲン写真を見せた例もあった
から、指の骨折などもあったらしいが、医学用語
など全く知らない私にはよくわからなかった。

この調査結果は、私の滞在中にはまだ出て
いなかったが、300例もの聴きとりができたらしい
から、ずいぶん長期間つづけたのだろう。聴きと
りに応じてくれた人には、働けなくなって解雇さ
れたのか、治療費はどこが支払っているかなど
も聴きとっていた。しかし労災で解雇された人
がいても、その経営者に抗議の交渉ができるわ
けではない。

CICとしてはこういう調査結果をマスコミを通
じて世に問い、関係官庁に働きかけたりして、
労災の防止と補償を充実させていく活動をし
ていたのである。私は最初はなんと原始的な
調査方法かと思ったが、未組織労働者が多い
から、他に調査方法はないし、もっとも現実的か
つ実証的な方法だったのである。

CICは前述のように小さな団体なのに、社会
的な発言力はとても大きかった。後に香港を訪
れたときだったと思うが、主として労働者や低所
得者が利用する地域のバスの料金値上げに
反対する運動をしていた。そのときCIC主事の
レイモンド・フングがテレビに出て、値上げ反対
を主張しているのをみてびっくりした。こんな小
さなNGOが、テレビを通じて発言できるのは羨
ましいなと思ったのである。

縫製工場の火災事故での相談

工場労働者の話のついでに、後に経験した
忘れがたい事実について述べよう。香港には
プロテスタント教会がサポートしているCICと、

カトリック教会が行っている同じような団体があ
り、両者は協力しあっていた。

あるときこのカトリック系の団体で働く女性が
来日したい、私に相談したいことがあるといっ
て訪ねてきた。彼女が、“ミヨコは30年も労働運
動をやってきた人だから、ぜひ相談したいと思
う”といって切り出した話は、なんとも悲惨かつ
困難な問題だった。

香港に多い縫製工場のひとつに火災がおき
た。働いていた女性たちは非常口から逃げよ
うとしたが、そこまでに材料の布地や、製品など
をいれたダンボールなどが積み上げられてい
て、非常口に辿りつけなかった。高層ビル内の
工場だから、非常口から逃げられなければ逃げ
ようがない。それで10人を越す女子労働者が
焼死してしまったという。この事件は新聞記事
になって知られ、彼女の働く団体やCICなどが
連帯して、消防署に次のような要請をした。そ
れは頻繁に工場に立ち入り検査をして、非常口
にいつでも出られるように、その通路に物を置
かせないように、経営者を取り締まることだった。
ところが消防署はそんなことはできないといっ
たそうである。彼女は消防署が無責任だと怒っ
ていたが、私はむしろ正直な対応をしたと思っ
た。

香港ほどスペースの貴重なところはない。家
賃なども東京の23区内より高かった。工場見
学もしばしばさせてもらったが、高層ビルに縦に
つまっている工場は中小企業が多く、経営者は
場所代を切りつめるから、どの工場も、労働者と
マシンなどの生産設備と、材料などが、所狭しと
並んでいた。どこもぎゅうぎゅう詰めの工場とい
う感じで、しかも工場数は多いから、消防署の
安全点検の機能にも限界があるだろう。どの
工場でも火災が起れば同じ悲劇が起るに違
い。そうなると労働者が非常口への通路に
物を置かせないなどの安全対策を、経営者に

要求して闘いとるしかない。そして要求をみとめさせても、実行させるには毎日の監視が必要であり、守られていないときは、その場で抗議しなければならないと話合った。すると、ほとんどが未組織労働者である女性たちにそれだけの自覚と交渉能力をつけさせるには、どうしたらいいか知恵をかりたいというのである。

特定の職場の問題ではないだけに、むづかしい課題だった。消防署のみならず、肝心の労働安全衛生に関する行政も機能していないから、こういう問題が生じてくるらしい。

どの工場でも能率を上げるために、女子労働者たちを互いに競わせているから、彼女らに仲間意識はうすいらしい。このさい悲惨な事件を忘れないように、“あなたの工場では非常口が塞がれていませんか？ 自分の身を守るために、毎日みんなで点検しましょう。邪魔になる物があったら、どけさせましょう”というようなチラシなどをつくって、出勤してくる労働者たちにビラまきをするくらいのことしか考えられなかった。それも一時的ではなく、しばしば行わないと忘れてしまうだろう。工業地帯も縦にも横にも広いから、相当な人数で気長につづけなければならない。大勢のボランティアが必要だろう。労災の調査のように根気のいる活動になる。こういう機会に、労働者が労働環境や労働条件に関して、すべてに受け身ではなく、自ら改善に行動するという意識が芽生えるきっかけになるかもしれない。彼女が“あなたの長年の経験からのアドバイスを”としきりにいうので、私ははっきりした効果の見えないこういう活動は、“やらないよりましなんだ”と割り切ってやるしかないのだと話したのである。

香港の複雑なニュアンス

香港というところは、複雑なニュアンスを感じさせる場所だった。当時は第二次世界大戦

後に日本や欧米の植民地から解放され独立した、東アジア・東南アジア諸国は、独裁政権による抑圧に民衆が苦しんでいた。ところが英領だった香港には、言論や市民運動や労働運動の自由があるという、皮肉な状況だった。しかし香港の人々に、植民地という屈辱感がなかったわけではない。昔は公園などに、“犬と中国人は入園禁止”という立て札があったという話をよく聞いた。

後に国際集会でアボに会うことが多かったが、各国報告のさい、「次は香港」と呼ばれると、「香港は国じゃない。ただの場所だ」と彼は必ずいった。

私がはじめて滞在したのは1976年なのに、英国の植民地支配の終る1997年に、香港はどうなるかが話題になっていた。金持ちたちは、中国返還になる場合に備えて、お金をスイスの銀行に移しているという。語学学校でいちばん英語のできる青年に、深刻な相談をもちかけられたことがある。それは1997年に香港が中国に返還されるとしたら、私はとてもここにはいられない。その場合どこに移民したらいいかについて、第三者であるあなたの意見をききたいというのである。彼は父親と貿易商をやっているといっていたが、どうやら中国本土から移ってきたらしい。中国に拒否反応を示していたのは、文化大革命の影響なのだろうか。彼は東南アジアでは中国人を差別するから行きたくないともいった。日本人の私に相談しているのに、日本は全く念頭にないらしく、欧米をイメージしているらしかった。一般的にカナダに憧れている人が多かった。私は21年も先のことなのに、こんなに真剣に考えていることにおどろくだけで、とても答えることはできなかった。

“大東亜戦争”中の戦況報告で、香港についてはあまり記憶がなかった。しかしここにも戦争の傷跡はあった。YMCAでよく顔をあわせる



香港のアポに当時の美代子の写真があったら送ってほしいと頼んだところ、彼の妻子、義父母と一緒に撮った1983年4月の写真がみつかったといって送ってくれた。

青年が、日本に行って働きたいといっていた。久しぶりに出会った彼が、母親に対する不満を私にぶちまけた。彼はやっと旅行社の仕事で、日本で働けることになった。ところがお母さんが、絶対に日本などに行くなとはげしく反対し、泣いてとめるので、ついに諦めざるをえなかったそうである。お母さんの日本に対する拒絶反応は、日本軍の占領時代の経験によるものだろう。“遠い過去のことにこだわるなんて、親は古いんだよ”と戦後生れの青年はぼやいていたが、私の胸は痛んだ。くやしがる彼を、“日本は無理して来るようないい国ではないのよ。お母さんの気持を大事にして上げてよかったのよ”と心をこめて慰めるしかなかった。

言葉をキャッチした場面

植民地ながら自由のある香港だったが、CICのスタッフミーティングで、アジア諸国の状況が報告されるので、私がいち早く覚えた言葉が“逮捕”だった。韓国やフィリッピン情報が、東京のオウさんのオフィスなどを經由して伝わっていた。私は個人教授の英語の先生の指示通り、何も読まないで、ひたすら耳から言葉をキャッチするようにした。だからいくつかの言

葉は、どの場面でキャッチしたかを今も覚えている。例えば“拷問”はハンスが連れて行ってくれた、アムネステイーの会合だった。ティーチャーに似た言葉だが、はじめの部分が違うと思って辞書を繰ると、“拷問”だった。このとき講演と討論が4時間近くつづいたのだが、その内容は全くわからないままに終わった。全くわからない話を4時間もきいていられたのは、一瞬一瞬が一語でも一センテンスでもキャッチできるかという、期待の連続だったからだと思う。“職業病”を覚えた

のは、CICのスタッフとランチを食べに行ったレストランだった。彼らの話をきいていて辞書を見ることがわからない。レイモンドにきくと、紙ナプキンに書いてくれた漢字は、日本語と全く同じだった。

いよいよアジア人とのつきあいへ

3か月目には、スタッフミーティングの内容がほぼわかるようになった。CICには外国からの来訪者が多かったが、ある日スリランカの青年がYMCAに泊るから、私に世話をしてほしいと頼まれた。私は夕食をともにし、香港の町を歩いて案内して宿に帰った。翌日もCICに行くので、あす何時に朝食にするかときいて、フロントで待ちあわせた。私としては早い時間なので、目覚まし時計で起きて待っていたが、彼は30分たってもこない。彼ははじめての海外旅行といっていたから、体調が悪いのかと心配になり、部屋に電話しようかと思った矢先にやってきた。そして“時計を持っていないから、時間がわからなかった”といった。時計なしに海外旅行をするとは、私には考えられないことだった。これからのアジア人とのつきあいは、日本人の感覚ではやれないのだなと思った最初の経験だったのである。





石綿対策全国連絡会議の第18回総会が、4月13日、東京・全建総連会議室で開催された。総会は、別掲の活動報告・方針、役員体制等の議案を採択の後、全建総連・佐藤書記長の挨拶で閉会。続いて、全日本海員組合・山口守総合政策部長、国鉄労働組合・久保孝幸業務部長からの取り組みの紹介、及び、名取雄司・永倉冬史両事務局次長から各々、「中越地震被災地におけるアスベスト対策」と「子供たちにアスベスト問題を伝える取り組み」について報告が行われた。さらに休憩をはさんで、永野和則氏（厚生労働省化学物質対策課化学物質情報管理官）を講師に、「アスベスト原則禁止後の労働安全衛生対策―石綿障害予防規則を中心に」学習会も開催された。

I 2003年度活動報告

1. 第17回総会

2004年2月7日、東京・日本キリスト教会館会議室において、第17回総会を開催しました。

本総会では、私たちの長年にわたる努力が実って、アスベストの原則使用禁止を導入する労働安全衛生法の改正が行われ、2004年10月1日から施行されることになったことの意義を確認しながら、この新たな局面を踏まえた私たちの課題を、あらためて下記のとおり確認しました。

- ① アスベスト「原則禁止」の履行監視と早期全面禁止の実現

- ② 今後本格的な「流行」の時期を迎えることが確実な健康被害対策の確立

- ③ 既存アスベストの把握・管理・除去・廃棄を通じた対策の確立

- ④ 海外移転の阻止および地球規模でのアスベスト禁止の実現

また、日本での開催が呼びかけられた、2000年9月のブラジル・オザスコに次ぐ「世界アスベスト会議」について、前年2月の第16回総会での提起を受けて開催の方針が固まり、より広範な人々の手で実現していくために「2004年世界アスベスト東京会議（GAC2004）組織委員会」がつくられ、2004年11月19-21日の開催に向けて準備が進められていることが報告されるとともに、石綿対策全国連としてもこの成功のために最大限の努力をしていくことを確認しました。

2. 「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」の設立

第17回総会後、同じ会場において、「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」の結成総会および結成祝賀の懇親会が開催されました。

石綿対策全国連では、2002年4月17日の「わが国における悪性胸膜中皮腫死亡数の将来予測」緊急報告集会におふたりのご遺族をお招きして体験を話していただき、同年5月20日に行われた厚生労働省交渉に、全国のアスベスト被災者とその家族の方々にご参加いただき、直接当事者の声をぶつける機会を設けました（当時の坂口厚生労働大臣による原則禁止導入の方針が表明されたのは、その1か月後のことでした）。さらに、2003年2月8日の石綿対策全国連第17回総会に合わせて、初めての全国的な「アスベスト被災者・家族の集い」を呼びかけ、前夜からの食事・宿泊をともしの交流の機会をつくりました。

こうした機会を通じて顔と共通の体験を知り合った当事者同士のコミュニケーションが進展するなかで、今回の「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」結成に至ったものです。

GAC2004前後のマスコミ報道の効果もあって、関係団体に寄せられる相談も激増しています。そうしたなかでまた、新たな患者と家族の出会いがあり、支援を受けた者が新たな方々の支援をしながら、ともに励まし合い、支え合う体制が徐々にではありますがひろがっています。ウェブサイト (<http://www.chuuhishu-family.net>) もご覧になってください。

石綿対策全国連は、患者と家族の会に協力・応援しています。

3. GAC2004プレ・イベントの開催

今期、石綿対策全国連は、GAC2004を全力で支えたと言えるわけですが、まず2004年4月17日にプレ・イベント第1弾として、東京・渋谷勤労福祉会館会議室において「アスベスト問題を考える国際シ

ンポジウム」を、80名の参加で開催しました。

GAC2004国際委員の中心でもあるおふたりーローリー・カザンアレンさん（イギリス：アスベスト禁止国際書記局（IBAS）コーディネーターとバリー・キャッスルマン博士（アメリカ環境コンサルタント、『アスベスト：医学的・法的側面』の著者）をお招きし、乗り継ぎの飛行機トラブルのためバリーさんがシンポジウムに間に合わないというハプニングがありましたが、その分、ローリーさんが二人分の活躍。バリーさんも懇親会には間に合い、日本側主催者・関係者と顔合わせができ、その後の国際的な連絡調整を円滑にするという役割も果たしました。

両名はその後二手に分かれて、名古屋、大阪、松山、鹿児島、横須賀の地方セミナーに参加。世界会議の宣伝、募金集めの機会ともなって、東京まかせではなく全国的に世界会議をつくっていく気運をつくり出し、同時に、マスコミ報道等を通じて各地におけるアスベスト問題への注意喚起、被災者・家族の結集の促進、取り組みの前進の契機ともなりました。

4. 連続シンポジウム「これからが本番 アスベスト対策」の開催および「ノンアスベスト社会の到来—暮らしのなかのキラードストをなくすために」の出版

さらにプレイベント第2弾として、7～9月にかけて、下記のように4回にわたる「これからが本番 アスベスト対策」連続シンポジウムを開催しました（中皮腫・じん肺・アスベストセンターと共同主催、GAC2004組織委員会・共催）。相対的にこれまで検討が不十分だった課題を取り上げて、今後の取り組みに資するとともに、世界会議の成功に向けた盛り上げを図ったものでした。シンポジウムの内容は、アスベストセンターのウェブサイトで紹介していますので、ぜひご覧ください (<http://www.asbestos-center.jp/symposium/>)。

第1回（7月19日、豊島区勤労福祉会館）

「公共建築物の吹き付けアスベストの問題点—子供達の安全は守られているか?」

永倉冬史氏（中皮腫・じん肺・アスベストセンター事務局長）「公共建築物と吹き付けアスベストの問題点」

牛島聡美氏（弁護士）「事件の概要と現在までの経過」

文京区の保育園の保護者「発症前の損害が認められた意義について」

池尻成二氏（練馬区議会議員）「岩綿（ロックウール）吹き付け等のチェックは十分か？」

西田隆重氏（（社）神奈川労災職業病センター）「神奈川の取り組み」

繁野芳子氏（名古屋労災職業病研究会）「名古屋の取り組み」

第2回（8月9日、全建総連会議室）

「石綿（アスベスト）含有建築材料—安全なりフォームを求めて—」

基調報告：名取雄司（中皮腫・じん肺・アスベストセンター代表）

大越慶二氏（環境コンサルタント）「アスベスト含有建材・その1 大規模物件での改築と解体時の対策」

高木史雄氏（全建総連東京都連安全対策委員）「アスベスト含有建材・その2 中小規模物件での使用と対策の実情」

外山尚紀氏（東京労働安全衛生センター）「どのような対策が有効か？」

古谷杉郎氏（石綿対策全国連事務局長）「今後予定されるアスベスト建材対策」

第3回（8月22日、早稲田大学国際会議場）

「地震とアスベスト—阪神大震災から10年。今後のアスベスト対策は十分か？—」

基調報告：寺園淳氏（独立行政法人 国立環境研究所 社会環境システム研究領域 資源管理研究室）

牧哲史氏（国土交通省 総合政策局 建設業課 建設業技術企画官）「建造物のどこに石綿は使われているのか？」

大越慶二氏（環境コンサルタント）「アスベストとの関わりは」

中地重晴氏（環境監視研究所）「阪神淡路大震災当時の状況」

第4回（9月18日、石綿全国連事務所会議室）

「廃棄物とアスベスト—どこが問題か？」

大越慶二氏（環境コンサルタント）「アスベスト含有建材の処理、廃石綿とは、溶融処理の実情」

中地重晴氏（環境監視研究所）「アスベストとPRTR、阪神淡路大震災時のアスベスト廃棄物」

西田隆重氏（（社）神奈川労災職業病センター）「ミッドウェイとアスベスト廃棄物」

また、世界会議に間に合わせて、『ノンアスベスト社会の到来へ—暮らしの中のキラダストをなくすために』（アスベストセンターとの共同編集、かもがわ出版・発行、1,200円＋税）を発行しました。準備不足の面があったのは否めませんが、GAC2004前後を通じて関心をもった方々から好評を受けています。

5. 2004年世界アスベスト東京会議（GAC2004）への協力・参加

「2004年世界アスベスト東京会議（GAC2004：Global Asbestos Congress 2004 in Tokyo）」は、「Together for the future」をメインテーマに掲げて、2004年11月19日から21日の3日間、早稲田大学国際会議場で開催されました。もちろん石綿対策全国連とその関係団体・個人は、GAC2004本番に熱心に参加するとともに、その舞台裏を支える一翼も担いました。

GAC2004は幸い、世界の40近くの国と地域からの120名の海外代表を含めて、800名が参加する一大イベントとなりました。アスベスト被災者とその家族、労働者、市民、医療従事者、弁護士、様々な分野の専門家・研究者、行政関係者、学生等々、実に多彩な顔ぶれです。

口演（全体会議のセッションが7、ワークショップが8）とポスターを合わせた発表数が150。アスベストに関わるほとんど全ての側面を包括的に取り上

げ、なおかつ、現状と課題、最新の治験、および解決へのサジェッションが提供されました。

さらに発表だけではなく、写真展「静かな時限爆弾＝アスベスト：被災者からのメッセージ」、ビジュアル・メッセージ展、展示ブース、初日のウエルカム・パーティと二日目の懇親会といったソーシャル・イベント、揃いの白のスタッフ・ジャンパーを着た総勢130名にのぼったボランティア等による運営・各種サービスの提供等々、実に盛り沢山な内容がGAC2004の内実を構成していました。

GAC2004は、厚生労働省、環境省、東京都、ILO駐日事務所、日本労働組合総連合会、日本医師会、日本弁護士連合会、日本経済新聞社、アスベストに関わりのある国内の多数の学術団体等、国際的にはラマッシーニ協会、労働環境衛生学会(SOEH：アメリカ)、国際労働衛生会議・呼吸器障害科学委員会(SC-RD, ICOH)、ヨーロッパ労連(ETUC)、国際中皮腫研究会(IMIG)といった幅広い支持(後援)も受けて開催されたものです。

アスベスト問題が重要な局面を迎えつつあるアジアで初めて開催されたこの会議の真価は、何年かしてからでなければ測れないというのが実情かもしれません。しかし、具体的な果実として、①禁止、②労働者及び一般の人々の保護、③代替品、④情報交換、⑤公正移行及び開発途上国への移転の阻止、⑥補償及び治療、⑦人々の協力、に言及した「東京宣言」が採択されており、この宣伝・普及とその内容を実践・実現していくことが、会議の残した重要な課題のひとつです。

また、国際自由労連(ICFTU)系の国際建設林産労働組合連盟(IFBWW)、国際労連(WCL)系の国際建設労働者連合(WFBW)、世界労連(WFTU)系の建築木材建築資材労働組合インターナショナル(UITBB)の各建設労働組合という、異なる建設労働組合組織の共同宣言がまとめられ、発表されたことも画期的なことでした。

天明佳臣・組織委員長が、閉会宣言のなかで述べたように、「アスベストのない世界の実現は、もはや夢ではなく、近い将来の現実的な目標なのです。私たちはともに力を合わせて、未来に向けて変化を起こすことができるのです」という思いを、参加者

全員が確信したと思います。

6. 行政の動向とそれへの対応

① アスベスト原則禁止の実施と代替化の促進

2004年10月1日からいよいよ日本におけるアスベストの原則禁止が実施され、2005年1月1からは、25か国に拡大したEU(欧州連合)全域での禁止も実施されました。

日本の原則禁止は、2003年10月16日に公布された改正労働安全衛生法施行令が施行されたことによるものですが、この改正政令には、石綿対策全国連が2003年5月にパブリック・コメント手続に対する16項目にわたる意見で指摘したように、問題を残すものでした。

残念ながら私たちの危惧を証明する事態も生じています。「無石綿」、「ノンアスベスト」等と表示されて販売されている左官用モルタル混和材に、1%以上のアスベストが含有していることが判明したのです。厚生労働省は、2004年7月2日付け基発第0702003号等によって「蛇紋岩系左官用モルタル混和材による石綿ばく露の防止について」通達しましたが、この石綿含有製品は10月1日以降も禁止はされていません(<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2004/07/h0702-1.html>参照)。2002年に実施された「石綿及び同含有製品の代替化等の調査」から漏れ、改正労働安全衛生法施行令が限定列挙された10種類の石綿含有製品しか禁止していないことから生じた不備ですが、禁止されるべきなのにリストから漏れている製品がほかにもあるかもしれません。

「石綿紡織品については、ジョイントシート・シール材等の代替化が困難な製品の原料としても使用されるため、今般の改正においては禁止の対象とは」なりませんでした。代替化が可能な用途にも使用されていることを私たちは指摘してきました。厚生労働省は、2004年2月16日付けで基安発第0216003号「石綿紡織品の使用にかかる健康障害防止対策の徹底について」を発出し、「事業場

内の高温物を取り扱う作業・溶接作業等において耐熱・防火用に使用している被服(手袋、作業衣、前掛け等)、シート等に石綿紡織品が使用されていないか確認して、「無石綿の代替品を使用した場合には安全確保上支障がある場合を除き、無石綿の代替品に交換すること」を通達しています。

厚生労働省も、関係団体等に通達したり、「石綿含有製品の製造、使用等が禁止となります」というリーフレット(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/040331-7.html>)を作成・配布するなどして、周知に努めています。2004年3月30日付け基安化発第0330001号「石綿含有製品の代替化に係る計画等の提出の依頼について」では、関係業界団体に対して、代替化計画、代替困難製品の技術的説明書、代替化の好事例等を、同年8月31日までに提出するよう要請しました。この結果は2005年1月17日になって厚生労働省ホームページに公表され、11団体から提出された計画等が紹介されています(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/index.html>)。さらに2004年12月17日付け基安化発第1217001号「石綿含有製品の代替化の一層の促進について」を発出して、「厚生労働省では、石綿の代替化をできるだけ早期に実現したいと考えているところであり、今後、各団体の取組みの進捗状況のフォローアップを定期的に行う」ことを明らかにしています。

関税貿易統計によると、原則禁止実施後にわが国に輸入された「原料石綿」は、2004年10月20トン、11月0、12月60トンとなっています(2004年の累計は8,186トンでした)。含有製品関係では、加工繊維・混合物、糸、ひも、織物・編物、衣類・履物・帽子、紙・フェルトについては、石綿含有製品は2002年以降輸入されていないようですが、「ジョイント用の圧縮した石綿繊維(シート状又はロール状のものに限る。)」は166~209トン/月、「その他のもの」は14~47トン/月、輸入され続けていて今のところ減少傾向は見受けられません(石綿含有の建材、ブレーキクラッチの輸入は禁止されています)。

② 「石綿障害予防規則」制定提案とILO石

綿条約の批准

EUをはじめアスベスト禁止を導入したところでは規制のあり方の見直しが行われており、石綿対策全国連も原則禁止の実施という新たな局面を踏まえた抜本的対策確立の必要性を訴えてきました。

まず労働行政関係で具体的な進展がみられています。前(第17)回総会で報告されたように、2003年9月19日付け基発第0919001号通達によって「石綿による疾病の認定基準」が改正されています(<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/09/h0919-6.html>、<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040325-34.html>にリーフレット)。

2004年10月1日には、作業環境測定基準・作業環境評価基準(いずれも労働省告示)が改正され、2005年4月1日から適用されています。前者では、「石綿の粉じん濃度の測定方法については、繊維の本数を計測するものであり、ろ過捕集方法及び計数方法によるもので足りることから、ろ過捕集方法及びエックス線回折分析方法によるものを削除」、後者では、石綿の管理濃度が $0.15\text{f}/\text{cm}^3$ に引き下げられました。石綿対策全国連は、2004年9月にパブリック・コメント手続に対して、①管理濃度を国際水準に合わせて $0.1\text{f}/\text{cm}^3$ とすること、②現在両基準が適用されない(作業環境測定が義務づけられていない)屋外作業環境管理対策を確立すること等の意見を提出しました。

これまで石綿に係る労働安全衛生対策は、発がん物質として特定化学物質等障害予防規則(特化則)のなかで主に石綿等の製造・取扱作業の管理について規制されてきましたが、2004年9月に厚生労働省は、新たに「石綿障害予防規則」を制定するという方針を発表しました。労働安全衛生関係法令において、労働者の健康障害防止のための省令を新たに制定するのは、1979年の粉じん障害防止規則以来、25年ぶりのことです。今後の石綿対策は建築物等の解体作業等に重点をおいて充実を図る必要があること、それには製造等の現場とは異なった問題点が指摘されており、講ずべき措置の内容が他の化学物質に係るものとは大幅

に異なることから、特化則の一部改正ではなく新たな省令策定で対応することになったと説明されています

「石綿障害予防規則」は、平成17年厚生労働省令第21号として2005年2月24日に制定され、同年7月1日から施行されることになりました (<http://www.mhlw.go.jp/topics/2005/02/tp0224-1.html>)。石綿対策全国連では、「石綿障害予防規則」制定に賛成という立場を明確にしつつ、原則禁止実施後の包括的な労働安全衛生対策確立の必要性に応えるものとなるように、28項目にわたる意見を2004年10月にパブリック・コメント手続に対して提出しています。意見に対する回答のなかで、施行通達やマニュアル等（本議案作成時点では未公表）で示すとされた内容も多く、それらを含めて十分に学習・検討しつつ、対策の周知・充実に努めていく必要があります。

なお、政府は今国会に、ILO（国際労働機関）の「石綿の使用における安全に関する条約」（第162号）締結についての批准を求めています。同条約は、1986年のILO第72回総会で採択されたもので、石綿対策全国連は、同総会に代表を派遣した当時の日本労働組合総評議会（総評）の呼びかけによって1987年に設立されたのでした。

③ 関係省庁の動向

繰り返しになりますが、原則禁止後の抜本的対策は、①既存アスベストの把握・管理・除去・廃棄を通じた対策と②健康被害対策が二本柱ですが、それは労働分野に限ったものではありません。

原則禁止を導入した改正労働安全衛生法の施行に合わせて、石綿含有建材の例示を削除する、建築基準法関係省令・告示の改正が行われています。同じく国土交通省の所管では、平成14年版（アスベスト対策情報No.32、65-68頁参照）に続き、「平成16年版 公共建築改修工事標準仕様書」が策定・公表されています (<http://www.mlit.go.jp/gobuild/>)。ここでは、第9章「環境配慮改修工事」の1節「アスベストの処理工事」のなかで、「吹付けアスベストの除去工事」及び「アスベスト成形板の処理工事」を取り上げ、とくに後者にお

いて法令による要求事項を超えて前者に準じた措置を講ずるべきことを指示していることが特徴です。「官庁営繕関係統一基準」として公共建築工事においては法令と同様の役割を果たしているものであり、「練馬区アスベスト対策大綱」（2004年5月、<http://www.city.nerima.tokyo.jp/kikaku/asbest/pdf/taikou.pdf>）等とともに、進んだ前例として一層普及されるべきと考えています。

とくに教育施設に関して、文部科学省は、2003年7月23日に石綿対策全国連と久しぶりの話し合いを持った後、15年間の空白（無策）を一片の文書で埋めるかのように、同年10月1日付けで「学校におけるアスベスト（石綿）対策について」という事務連絡（アスベスト対策情報No.33、64-65頁参照）を出したわけですが、全国にまだ対策を講じなければならない施設が多数残されています。

環境行政においては、法規制の対象とされていない「非飛散性アスベスト廃棄物（主にアスベスト成形板が想定されている模様）」の処理におけるアスベスト飛散状況調査や取扱状況に関するアンケート調査等を踏まえて、「非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針」の策定が進められ、近く公表される予定と伝えられています。

同じく環境行政で、大気汚染防止法に基づく建築物解体等に係る石綿飛散防止対策に関しては、この間の石綿対策全国連との話し合いのなかで、現在規制されていないアスベスト成形板や保温材等の問題を検討しているという話が出されていました。具体的な動きは伝えられていませんが、大気汚染防止法に基づく規制は、労働安全衛生法に基づく規制と対になるものであり、後者で「石綿障害予防規則」が新たに施行されることになったことも踏まえた対応が必要と考えられます。

石綿障害予防規則のもとで策定されるマニュアル等と連動して、建設業労働災害防止協会発行（1988年）の「建築物の解体又は改修工事における石綿粉じんへのばく露防止のためのマニュアル」が改訂されることは確実で、同じく1988年に発行された、日本建築センター「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」も改訂されるのではないかと考えられます。「建

建築物解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル」(1999年、(株)ぎょうせい)の改訂は、前述の大気汚染防止法令の見直し如何によると思われるが、縦割り行政の弊害を排した抜本的・総合的な対策が確立されることが切に望まれています。石綿障害予防規則の施行は、そのためのひとつのチャンスでもあると思われます。

関係業界においても、(社)日本石綿協会は、当面の技術的課題として、①石綿含有量を判定する分析手法の規格化、②建築物に使用されている石綿の部位、有無、量等の判定のためのマニュアルの作成、③石綿の非石綿化とその再利用の研究、④石綿製品の解体時の安全確保に関する基準のマニュアル化、をあげています。せんい強化セメント板協会も、「せんい強化セメント板協会 廃棄物マニュアル」を改訂し、また、建築改修工事共通仕様書に対応した石綿含有建材の解体作業マニュアル作成を進める予定、等としていているところです。

7. マスコミ報道と激増する相談

GAC2004の前後を通じて、再びマスコミがアスベスト問題を取り上げる機会が増えてきていることは歓迎されます。

毎日新聞はGAC2004の会期中すべてをフォローしていただき、朝日新聞、東京新聞、共同通信、公明新聞等がGAC2004のことを報道してくれています。また、2004年12月14日付けの朝日新聞朝刊の「私の視点」には、中皮腫・じん肺・アスベストセンター代表・名取雄司医師の投稿「アスベスト・健康被害の防止策を急げ」が掲載されています。

GAC2004後には、NHK「クローズアップ現代」(2004年12月20日)、フジテレビ「トクダネ」(2005年1月6日)、テレビ朝日「報道ステーション」(1月19日)、「テレメンタリー」(関東地区は1月29日)、他にNHKの広島放送局、名古屋放送局等も、アスベストに関わる特集番組を放映しています。3月10日には、NHK衛星放送(BS-1)でラジオ・カナダが作成したドキュメンタリー「終わらないアスベスト問題～増加するがん患者～(Asbestos: A Slow

Death)」が放映されました。

このようなマスコミ報道と連動して、全国連および関係団体に寄せられる相談等が激増しています。1月19日の「報道ステーション」放映後1時間で、中皮腫・じん肺・アスベストセンターのウェブサイト(<http://www.asbestos-center.jp/>)へのアクセス件数は一気に千件増加。インターネットの検索サイトYahoo! JAPANの新着情報ページ(<http://picks.dir.yahoo.co.jp/>)の「新着オススメサイト」に同センターが紹介されると20日一日でアクセスがさらに千件増え、中学生や若い世代の相談メールが多かったそうです。

GAC2004の会期中にも、同センターのブースに臨時電話を引いて「中皮腫・アスベスト(石綿)ホットライン」を開設し、同センターや地域安全センターのスタッフ、医師らが対応しましたが、3日間で93件の相談が寄せられています。

石綿対策全国連への電話およびEメールでの相談も増えており、関係団体で分担して対応しているところですが、引き続きご協力をお願いします。また、アスベスト問題専門の相談窓口である中皮腫・じん肺・アスベストセンターの電話番号(03-5627-6007)、Eメール(info@asbestos-center.jp)も周知・活用していただければと思います。

8. 労働者・労働組合の取り組み

GAC2004では、「ワークショップC: 労働組合のイニシアティブ」が設けられ、自治労、全建総連、全造船機械、全水道、全駐労、日教組の各代表がその取り組みを発表、フロアから全港湾も発言し、海員組合、全国医療、JAM、JEC連合、森林労連、建交労等々、数多くの労働組合代表が参加し、海外の代表らと経験交流、討論が行われました。

発表された日本における取り組みの経験は海外参加者から高く評価されました。

「ワークショップB: 建設とアスベスト」では、全建総連傘下組合と関連建設国保組合、専門家やNPO等による、建設労働者のアスベスト被害の掘り起こしから補償、被災者の組織化、さらには組合員への教育・訓練、予防、職場・作業改善を含めた

包括的な取り組みの経験が紹介されました。国際的にも建設業における労働安全衛生対策、アスベスト対策の重要性が認識されつつあるなかで、重要な実践報告として高い評価を得ています。

これら二つは、ワークショップのなかでも最も多くの参加者があり、百個用意された同時通訳のレシーバーでは不足、ドアの外にまで参加者があふれ出すほどの盛況でした。

一方で、これまでどちらかというと各組合内や地域で取り組みを進めてきた関係労働組合が一堂に会して、百名を超す規模の集まりで、経験を共有し合ったのは今回が初めてと言ってよいかもしれません。

また、これまでアスベスト被害の報告が知られていなかった労働組合関係でも、現役組合員またはOBの中から被災者が出てくるというケースが実際に生じてきています。

今後の労働組合の取り組みの前進と経験共有の促進に、石綿対策全国連が一定の役割を果たしていけたら幸いです。まずはGAC2004に積極的に参加してくださった労働組合を中心にニーズ調査を行い、必要な支援・連携・調整を図りたいと考えています。

9. 市民・環境問題の取り組み

市民・環境問題の取り組みとして、今期はGAC 2004に向けて全面的に協力し、大きな成果がありました。4月のプレイベント、それに続く4回にわたった連続シンポジウムで、わが国の環境アスベスト問題が俎上にのぼり、現在の緊急な課題について議論を深め、方向性を確認できました。この連続シンポジウムには、自治体の職員が毎回熱心に参加するなど、今までになかった環境アスベストへの強い関心を見ることができました。

これは、昨年来練馬区で問題となった学校の吹きつけアスベストの大量の「発見」、そこから浮き彫りになった1987年当時の文部省が行った学校アスベストの一斉調査のずさんさがマスコミ等で取り上げられ、自治体の一部が危機感を抱いた結果が反映したものと思われます。

また、昨年の練馬区での学校アスベスト問題は、豊島区、江東区、横須賀市、名古屋市等へ飛び火し、それぞれの自治体が公共施設のアスベスト一斉調査を試みています。今年度はその成果が順次まとめられる予定です。

世田谷区での福祉施設のアスベスト除去工事では、保護者と行政とアスベストセンターが情報を共有し、工事の進め方を検討し、環境測定結果を業者とアスベストセンターでダブルチェックを行う等の、リスクコミュニケーションが成立した模範的な工事を行うことができました。

このように、自治体が他の教訓を生かし、アスベスト問題に積極的に取り組んでいるところがある一方、大阪府や一部の自治体では認識、対策が遅れているところもあります。これらについては、順次取り組んでいきたいと思います。

2004年10月23日中越地方をマグニチュード6.8の地震が襲いました。その結果の建物の被害は、2005年3月22日現在で、建物の被害は全壊（50%以上の損壊）2,827棟、大規模半壊（50～40%）1,969棟、半壊10,777棟とされています。地震とアスベストのシンポジウムを8月に行った直後であったアスベストセンターは、11月3日に第1回の現地調査を行いました。外山氏による小千谷市の石綿濃度の結果は0.31-0.57f/Lで、現地が農村地帯の市街地である事を考慮すると地震による石綿濃度上昇も疑わせる結果でした。また現地の舗道上に、吹きつけ石綿（クリソタイル）の落下が1か所で確認されました。12月1日に小千谷市と川口町の現地調査を実施し、5階建てのビルでの吹きつけ石綿の道路上への落下（クリソタイル）を確認しました。耐火及び準耐火建造物数の特定と吹きつけ石綿建造物の正式な調査による確認が必要と考えました。一方、2回の現地調査により、今後の石綿除去工事としては大規模除去が10件程度（学校体育館及び数階規模のビル）と2階建て鉄骨の小規模除去工事は50件程度ではないかとの推定も考えました。実際には2か所で石綿飛散防止措置が取られており、1か所では吹きつけ石綿除去工事が準備中でした。12月13日には、マリ・クリスティヌさんと永倉冬史さんが、小千谷の小学生に石綿の危険を

伝える学習を行いました。

12月23日にアスベストセンターは新潟県と意見交換を行いました。その場で被災地自治体と新潟県は、被災者生活再建支援法の枠内の解体費用を想定した解体を予定しており、阪神淡路大震災で行われた災害廃棄物として吹き付け石綿のある建物の解体を処理する方向ではないことが確認されました。廃棄物処理は本来各自治体の業務ですが、災害廃棄物の場合には自治体を実施した災害廃棄物の運搬及び処理を、国が25%、都道府県が25%補助し、自治体負担を50%とする補助制度が環境省にあり、神戸市等はこの制度を利用しました。さらに自治省（現総務省）が当該自治体を補助したため、阪神淡路大震災の当該自治体の負担は2.5%でした。もちろんその前提は建物の所有者が、吹き付けアスベストのある半壊等の建物を「がれき」＝廃棄物と承認することでした。今回、その扱いを難しくしていたのが、被災者生活再建支援法による全壊及び半壊の建造物の解体費を法律内で補助する制度があり、解体は所有者負担とされるようになったことでした。

2004年の災害に遡り、住宅本体の解体費用を増加させる被災者生活再建支援法の改正案が、2005年野党3党から提案されました。吹き付けアスベストを解体費用に上乗せさせるように、新潟県選出の無所属黒岩議員への相談と要請行ってきました。積雪のため解体の進行は一時停止していますが、2005年4月～5月以降、吹き付け石綿の建物の解体もピークを迎えます。現地と連携した飛散防止と違法解体の監視が重要となる予定です。

なお、マリ・クリスティースさんらによる小千谷小学校での経験は、2005年2月にさいたま市桜木小学校での小・中学生及び保護者へのアスベスト講義に結びつきました。桜木小学校の講堂に集まった440人の子供たちは熱心に話を聞き、さかんに質問をしていました。今後、子供たちへのアスベストの正しい知識の紹介が求められます。

10. 補償・訴訟をめぐる問題

2002年7月、横須賀の米海軍基地アスベスト訴訟第1陣の判決は横浜地裁横須賀支部で国敗訴となり、時効の2名を除いて国は控訴できずに地裁レベルで判決が確定しました。米海軍基地アスベスト訴訟第2陣の和解は、2004年11月に時効の1名年を除き成立、第3陣も2005年前半の和解の方向となっています。10年時効を争った第1陣2名の東京高裁判決は敗訴となり、2004年4月最高裁は上告不受理とし10年時効の3名は敗訴が確定しました。同じく横須賀の住友造船所第2陣裁判は、2003年7月に提訴され、現在同地裁の勧奨による和解交渉が労使間で進められています。

労災認定後の企業責任追求の裁判として昨年注目を集めたのは、東京地裁で2004年10月に判決のあった保温工遣族が関西保温等を提訴した裁判でした。横須賀米海軍基地第1陣裁判の悪性中皮腫例は、石綿肺管理2の続発性気管支炎で労災療養中に悪性中皮腫が合併した例で、悪性中皮腫単独事例では初めての判決となりました。会社が東京高裁に上告し、2005年3月現在、高裁レベルでの初めての判決となるのか和解となるのか注目されています。

同じく労災認定後の訴訟では、札幌地裁でのホテルのボイラーマンの裁判があります。吹き付け石綿のあるボイラー室での滞在と配管部の石綿作業による責任を問う裁判で、4月以降に証人や証人調べが始まる予定です。硝子作業での肺癌が石綿関連と労災に認定されなかったことを不服として、船橋監督署を相手におこされた行政訴訟は地裁レベルで敗訴し、2月に東京高裁で公判が行われました。家族曝露での会社の責任を問う裁判は東京高裁で敗訴し、最高裁で係争中です。



II 2004年度活動方針

I 2004年世界アスベスト東京会議（GAC2004）の成果を踏まえ、組織委員会から委託された事後処理を担当します。

① 報告書、DVD-Video・Audio、プロシーディング

グスの配布

- ② 東京宣言及び世界会議の成果の宣伝・普及
- ③ 世界会議の趣旨を引き継ぐ国内でのイベントの開催等
- ④ 海外の関係団体・個人等との連絡・連携等
- ⑤ その他対処が必要な事項

II 「原則禁止」の実現はアスベスト問題の解決に向けた最初の一步であり、以下の課題が存在していることを確認、周知宣伝するとともに、その実現をめざします。

石綿対策全国連絡会議は、草の根でアスベスト問題に取り組む団体・個人のもっとも広範なネットワークとして、情報収集・提供、各々の取り組みの連携・調整、共同キャンペーンの推進等の役割を担っていきたいと考えています。

- ① アスベスト「原則禁止」の履行監視と早期全面禁止の実現
- ② 今後本格的な「流行」の時期を迎えることが確実な健康被害対策の確立
- ③ 既存アスベストの把握・管理・除去・廃棄を通じた対策の確立
- ④ 海外移転の阻止および地球規模でのアスベスト禁止の実現

III 今年度、具体的には以下の取り組みを行っていきます。

- ① 新規に制定される石綿障害予防規則の内容を中心に、「原則禁止」後の労働安全衛生対策について学習会を開催し、また同規則の7月1日施行前に厚生労働省交渉を行います。
- ② 「原則禁止」を踏まえた既存アスベスト対策の確立に向けて、環境省、国土交通省、文部科学省等の関係省庁および団体の動向を把握し、また働きかけ、必要に応じて交渉も行います。
- ③ 「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」の行う厚生労働省交渉等に協力します。
- ④ 被災者・家族、労働者、市民からの相談に応じ、その取り組みを支援します。とくに当面、GAC2004に積極的に参加してくださった関係諸団体へのニーズ調査を行い、必要な支援・連

携・調整を図るようにしたいと考えています。

- ⑤ ウェブサイト (<http://park3.wakwak.com/~banjan/>)、「アスベスト対策情報」(年1回発行予定)等を通じて情報を発信します。



III 2004年度役員体制

代表委員

- 山口 茂 記 (自治労労働局長)
- 佐 藤 正 明 (全建総連書記長)
- 富 山 洋 子 (日本消費者連盟運営委員長)
- 天 明 佳 臣 (全国安全センター議長)

事務局長

- 古 谷 杉 郎 (全国安全センター)

事務局次長

- 宮 本 一 (全建総連)
- 伊 藤 彰 信 (全港湾)
- 永 倉 冬 史 (アスベスト根絶ネットワーク)
- 名 取 雄 司 (中皮腫・じん肺・アスベストセンター) [所属団体名変更]

運営委員

- 水 口 欣 也 (全造船機械)
- 吉 岡 修 (全建総連) [担当者変更]
- 吉 村 栄 二 (日本消費者連盟)
- 西 田 隆 重 (神奈川労災職業病センター)
- 鈴 木 剛 (全国じん肺弁護団連絡会議)
- 大 内加寿子 (アスベストについて考える会)
- 林 充 孝 (じん肺・アスベスト被災者救済基金)
- 外 山 尚 紀 (東京労働安全衛生センター)
- 吉 田 茂 (労働者住民医療機関連絡会議) [新任]

会計監査

- 安 元 宗 弘 (横須賀中央診療所) [新任]
- 中 地 重 晴 (環境監視研究所) [新任]

※石綿全国連の年度は10.1～翌年9.30。
<http://park3.wakwak.com/~banjan/>



ドキュメント

アスベスト禁止をめぐる世界の動き



地球的禁止への政治的支持が拡大

International Ban Asbestos Secretariat, 2005.3.27

今月、ヨーロッパのたくさんの政治家が、アスベストの地球的禁止にますます支持を表明している。2005年3月7日、イギリス議会の議員たちは、「アスベストの地球規模での禁止」に関するEarly Day Motion¹ [EDM: 問題への関心を高め、他の議員にEDMへの署名を呼びかける方法として用いられる] に署名した。国会議員は政府に対して、「開発途上国におけるそれらの致死的な繊維によって引き起こされた死や障害が世界の貧困を増大していることから、G8[主要8か国蔵相会議]及びEU[欧州連合]の議長任期を活用して、すべての種類のアスベストの地球規模での禁止に向けて先導的役割を果たす」よう求めた。

その10日後、ベルギーの上院議会は、「アスベストの製造及び使用の地球的禁止のための建議」と題した決議²を採択した。上院は、欧州連合内ではアスベストの新たな使用は禁止されているものの、他の場所ではこの発がん物質の消費がいまま増大している事実には焦点を当てている。上院議員は政府に対して、以下のことを求めた。

1. 考えられるすべての国際的な公の場で地球的禁止の必要性を提起すること。

2. ヨーロッパのパートナーたちにこのキャンペーンに加わるよう提案すること。
3. この問題を討議するための外交会議をブリュッセルで開催すること。
4. 本決議をまだアスベストを禁止していないすべての国の政府に送ること。

3月16日のブリュッセルでの記者会見において、2004年3月22日に最初にこの決議を提案した上院議員Alain Destexheは、Guy Verhofstadt首相、Bruno Tobback環境相も、この新たなベルギーのイニシアティブを支持していると断言した。この場でジャーナリストに配付された、「国際的アスベスト禁止」というタイトルの包括的な資料一式は、国内の各メディアに幅広く引用された。

記者会見の場でなされた、ベルギー・アスベスト被災者グループ (ABEVA) のXavier Jonckheere会長の、ベルギーにおけるアスベスト被災者、家族、地域住民に対する理解と補償のための進行中の闘いに関するコメントも報道された。Jonckheere氏は、「(ベルギーのアスベスト被災者に対する) 状況は悲惨です。私たちは、補償基金の創設と、フランスのように「抗弁できない過失」と

いう概念の司法による認知を求め続けています」と語った。Destexhe上院議員は、3か月以内に当局がアクション・プランを策定することを望んでいると述べた。会見には、地球的キャンペーンに関して同議員及び彼の同僚たちと緊密に連携してきた、アスベスト禁止国際書記局コーディネーターのLaurie Kazan-Allenも同席した。

フランス上院議員の超党派ワーキング・グループは、資産及び環境汚染の程度、広範囲にわたる使用の人的・金銭的影響の程度及び責任問題をカバーする、全国的なアスベスト監査を実行中である。この報告書は、2005年6月に終わる現在の国会会期末までに提出されるものと見込まれている。

先週[3月18日]、アメリカ上院は、2005年4月1日をアスベスト記念日[National Asbestos Awareness Day]に指定する決議³を通過させた。この成功した動議は、新たに設立されたアメリカのアスベスト被災者の関心事を表明する団体、Asbestos Disease Awareness Organization (ADAO)の求めに応じて、Harry Reid上院議

員が提出したもの。ADAOは、4月1日に向けて、アスベスト被災者の球状に焦点を当て、アスベスト曝露の危険性に注意を喚起するための、様々な行動を予定している。詳しい情報は、そのウェブサイト www.asbestosdiseaseawareness.org で入手できる。



1 <http://edm.ais.co.uk/>

2 フランス語のタイトルは、Proposition de resolution visant a une interdiction mondiale de la production et de l'utilisation de l'amiante; Doc. 3-771/1 a 4. フランス語版は、ベルギー上院のウェブサイト<http://www.senate.be/www/?MIval=/Dossiers/DocsVanDos.html&LEG=3&NR=771&LANG=fr> で見る事ができる。

3 アメリカ上院決議 S.Res.43. これは、ウェブ <http://www.govtrack.us/data/us/bills.text/109/sr43.pdf> で見る事ができる。

※ http://www.btinternet.com/~ibas/Frames/f_lka_pol_back_glob_ban.htm

難民をアスベストに曝露させない

United Nations High Commissioner for Refugees (UNHCR), 2005.3

いかなる難民もアスベストに曝露してはならない。

自ら緊急の難民キャンプ建設に関わり、また、難民が帰還するための復旧・復興プロジェクトや紛争地域のインフラ再建に資金提供する機会の多い、国連難民高等弁務官[UNHCR]は、同事務所が資金提供するすべてのプロジェクトにおいてアスベストを禁止することを決定した。

アスベストへの関心が寄せられていることに照らして、UNHCRは、とりわけ屋根用の、アスベスト含有材料に関して、WHO[世界保健機関]のアドバイスを求めた。WHOは、UNHCRに対する回答のなかで、「世界保健機関は屋根にアスベスト・セメント材を使用することを勧めない」と述べた。

プロジェクトに関してアスベストを禁止するという決定は、2005年3月になされた。

※ このニュースは、3月末にUNHCR関係者からもたらされた。以下は、アスベスト禁止国際書記局コーディネーターのLaurie Kazan-Allenの文章である。

インド洋大津波から生じたアスベスト問題

インド洋大津波がもたらした破壊は、スリランカ、タイ、インド、インドネシア、モルジブ等の地域社会を荒廃させた。2005年2月22日、前年の12月26日にスリランカ南西部のHikkaduwaの海岸にいた、オーストラリアの政治家Ian Cohenは、ニューサウス

ウェールズ州議会で次のように語った。

津波が襲った日の午後、「沿岸地帯のいたるところに大量のアスベストがあった。家屋やビルが破壊されたため、アスベスト建材が破碎された。それらは、適切な安全措置なしに人手やブルドーザーで取り除かれつつあった。

何千トンものアスベスト廃棄物による危険性に関するCohenの警告にもかかわらず、広範囲に及ぶ汚染を管理するための試み話されなかった。Cohenは説明する。

「スリランカには、問題なのは青石綿であって、白石綿ではないと主張する、アスベスト産業がある。私は、ここオーストラリアの労働組合関係者から、白石綿も青石綿と同様に問題だと聞いている。私は、Alexander Downer [オーストラリア外相] に、スリランカのアスベスト産業が、とくに東南アジア諸国に対して、アスベスト製品は安全だと信じさせる熱心なキャンペーンを行っている」と助言する手紙を書いた。私は、アスベスト製品は安全ではないし、将来、アスベスト関連製品による大問題を目の当たりにすることになるだろうと確信する。」

スリランカの土木事業者はCohenに、家屋や事務所の復興にアスベスト含有製品を使う意向であると話した。2004年12月10日付けのある新聞記事は、ベルギーに住む「博愛主義者」Maria Janssensによる、スリランカの復興の努力に対するアスベスト屋根板を寄付を報じた。

オーストラリア、イギリスやインドで、無石綿の代替品を使うよう求める声があがった。オーストラリア外務大臣Alexander Downerは、「オーストラリアからの援助金は、企業の建設プロジェクトにアスベストが使われるのを許さないこと」を保証した。イギリスでも、労働組合や政治家が、アスベスト製品が使用される可能性に懸念を表明した。2005年2月21

日、TUC [労働組合会議] のBrendan Barber書記長は、国際援助担当国務大臣Hilary Bennに、以下のことを保証するよう求めた。

「イギリス政府は関係機関とともに、イギリス政府からの復興援助資金が、屋根材としてのアスベストの購入に使われることのないよう影響力を行使すること。」

2005年2月23日、[イギリス下院] 超党派労働安全衛生委員会のアスベスト小委員会の会合は、同じ関心について議論し、この問題を政府の最上レベルに提起していくことを決議した。

インドでは、アスベスト禁止インド (BANI) というNGOが、Palayarに建設中の臨時避難所の建材に関して、国際援助機関のひとつであるCare Indiaとコンタクトをとった。Careのスポークスマン Sandhya Venkateswaranは、10m×15mの構造の屋根はアスファルトの屋根タイルで作られており、アスベストは使われていないことを確認した。

2005年2月28日 記

国際援助担当国務大臣Hilary BennのTUC書記長に対する回答は、「津波後の復興は、健康リスクに配慮して行われるべきである。アスベストのような物質の使用は、明確に避けなければならない」と強調している。さらに、「われわれは、ともに援助に当たる国連機関や非政府組織がアスベストを使っているかどうか、大きな関心を持っている。国際援助部 (DFID) は、パートナー諸機関が、人権宣言及び災害救助における最低基準の趣旨に沿ったガイドラインにしたがっているものと考えている。DFIDは、津波後の復興及び将来の災害援助の双方において、これらの規準が遵守されるよう努めるものである」。

2005年3月23日



ノンアスベスト社会の到来へ

—暮らしの中のキラダストをなくすために—

石綿対策全国連絡会議、中皮腫・じん肺・アスベストセンター 編
かがわ出版、2004年11月発行、A5版 定価 1,500円

職場暴力ガイドラインとその活用

酒井一博●労働科学研究所

2002年に、ILO（国際労働機関事務局）、ICN（国際看護協会）、WHO（世界保健機関）、PSI（国際公務労連）の4者による『Framework Guidelines for Addressing WORKPLACE VIOLENCE in the Health Sector』が作成された。保健医療産業における職場暴力に取り組むためのガイドライン大綱である。このたび全国医療等関連労働組合連絡協議会（全国医療）より「職場暴力ガイドライン」として翻訳・刊行された。

●ガイドライン誕生の背景

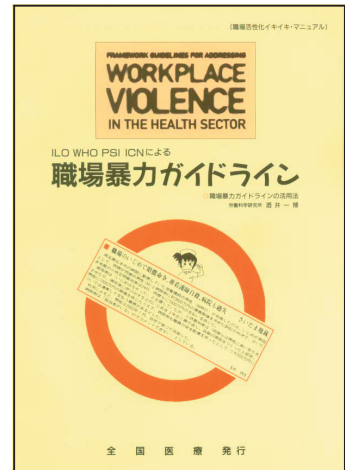
英国安全評議会発行の「SAFETY MANAGEMENT」（2004年3月号）によると、2002/03年度における職場暴力事件の総数は年間849,000件で、被害者数は376,000人と推定されている（国際安全衛生センターホームページ）。英国の場合、職場の暴力事件は1995年の131万件をピークに減少しているものの、「依然として憂慮すべき水準である」として、英国安全衛生庁は監視を強めている。とりわけ暴力を受ける危険が高かったのは、医療関係従事者と警官といわれている。こうした状況は、英国に限らない。本ガイドライン

の冒頭において、職場で起こる暴力は国境・職場・職業集団の違いを超えた世界的な問題となっていると警告している。特に保健医療産業においては職場暴力を受ける危険性がきわめて高いので、上記のILO、ICN、WHO、PSIの4機関が職場暴力に対処し、撲滅するための政策の策定と実施に向けたガイドラインづくりへ力を合わせた。

ひるがえって日本の状況はどうか。セクハラやパワハラなどの被害実態やそうしたハラスメントが起こる状況の分析、対策が繰り返り取り上げられていることは周知の通りである。しかし、その取り組みは“点”の段階であって、全体状況を多面的に掘り起こすようなダイナミックな活動までに至っていない。そうしたことからいえば、本ガイドラインを産み出すような潜在力をもつヨーロッパ諸国に格の違いを見せつけられるような思いである。

この翻訳の上梓をきっかけに、もっと働きやすく、かつやりがいのある職場文化の定着へ向けた実践活動がいっそう活発となり、おのずと職場暴力のリスクが小さくなることを期待したい。

●特徴と使い方



職場暴力の多発、実態の潜伏、さらには医療関係従事者での多発などが、本ガイドライン作成の取り組みの背景にある。この最後の医療関係従事者が職場暴力のターゲットになるような実態は非常に重要である。私は、医療関係従事者だけでなく、介護、育児、場合によっては教育場面などのように、人との関係でなく、人と人が向き合うことによってはじめて成り立つ仕事、これをヒューマンケアワークと呼びたいが、このヒューマンケアワークにおいて半ば必然的に起こる暴力のメカニズムと、その対抗策として、職場におけるマネジメントの実践を提唱している点に特に注目したい。本ガイドラインの読

み方によって、特徴をいろいろに受け取ることができるが、私は次の3点を優先して読み取った。

(1) 本ガイドラインは、職場暴力に対抗するために、全員参加型で、対策指向型の取り組みを要請している。そのためにリスクアセスメントにもとづき職場改革をすすめることを強調している点が重要である。そのことは本文を読みすすめば、リスクマネジメントをすすめるプロセスとまったく同じ枠組でガイドラインがつくられていることに気づく。この枠組で職場暴力をとらえ、改善をすすめるために、職場暴力の特定(4章)→リスクアセスメント(5章)→リスク低減のための介入措置(6章)→介入措置の効果判定も含めた評価(7章)→継続改善と、プロセスを追った取り組みが必要で、ガイドラインには実践に適したさまざまな提案が、考え方とともに提供されている。

(2) 職場暴力に関する職場での取り上げ方が正当で、かつ秀逸である。とかく暴力沙汰はそれに関わった加害者と被害者の個人的な関係だけで処理されやすいが、本ガイドラインはそうした見方を一切とらない。3章の取り組み方法(アプローチ)にその特徴がよくあらわれている。それは、統合的であること、全員参加型であること、文化/性差に配慮し差別的でないこと、体系的であること、の4点に集約されている。

(3) 職場における介入措置(対

策)としていわゆる一次予防策がふんだんに盛り込まれていることが注目される。たとえば、職場暴力を予防する視点から業務改善を取り上げているが、これなどはまさに目から鱗である。「混み合うことを避ける」「待ち時間は最低限に抑える」「患者に規則や方針が過度の制限にとられぬよう勤務者が対応に融通性をもたせること」など7項目が提案され、「業務改善は、職場暴力の拡散に対して最も有効かつ安価な方法である」としている。まさにその通りである。同じように、職務設計が取り上げられている。「職務は断片的でなく全体として確認、理解可能である」「作業成果に対し十分な評価が得られ、職員の技能発展の機会が与えられている」「過剰な作業ペースを避ける」「対話、情報共有、問題解決の時間が与えられている」など、H項目の例示がある。さらに、業務時間についても取り上げられている。「過度の長時間勤務を避ける」「適度な休憩時間を規定する」「勤務予定が規則的で予測可能にする」など7項目の提案がある。職場暴力と向き合い、原因と背景をよく分析すれば、こうした業務との関連が浮き上がってくることは明らかであるが、国際機関、とりわけ複数機関の合意であることの重みを意識せざるを得ない。

●職場暴力への取り組み方

よくできたガイドラインである。本ガイドラインのマインドを国内へ何とか定着させ、予防のための活動が盛り上がることを期待したい。

ただ、こうした国際機関からのガイドラインが実効性を持つためには、国内における受け皿がはっきりとしていることが大事である。日本の場合、たとえば、ILO単独ならおそらく厚生労働省(旧労働省)が、WHO単独なら厚生労働省(旧厚生省)が、半ば自動的に受け皿となって国内の普及を図っていくに違いない。つまり、縦割りの対応は非常に得意な国である。ところが、本ガイドラインは横断的な性格が強い。残念ながら横断的なものへの対応はすこぶる鈍い。ここに一つの問題がある。

本ガイドラインをみれば明らかに、職場暴力の予防の取り組みには多様なレベルがあり、その総合成果が、その国の対応力と見ることができる。少なくとも国レベル、産業レベル(産別の取り組みと企業・職場レベル)、地域レベルの取り組みが必要で、それぞれのレベルに応じたガイドラインの活用法が考えられる。

(1) さまざまな活動に社会的責任(SR: Social Responsibility)が問われる時代である。とくに企業では不祥事や大事故がつづいており、この社会的責任にもとづく経営が課題になっている。企業にとってのステークホルダー(利害関係者)としての従業員が職場暴力に巻き込まれる。こうした

事態を放置しないで、この社会的責任の文脈で、経営の一環に取り込む必要がある。本ガイドラインはその格好の教材といえる。

- (2) 本ガイドラインを教材として、教育への取り組みが必要である。その点、ガイドライン2章の「全体的権利と責任」が参考になる。2章では、職場暴力の関係者として、政府、雇用者（経営トップ）、労働者、職能関連団体、コミュニティ団体の5者を取り上げ、それぞれに対する職場暴力予防のための要求事項を簡潔に示している。それぞれの権利と責任を駆使した取り組みが噛み合えば、働きやすく、やりがいのある職場づくりと、職場暴力の予防がすすむことが期待できる。
- (3) 本ガイドラインにそった多

面的な対処法の実践が必要である。予防、暴力が行われる緊急時の対応、さらに被害者への救済や長期にわたる支援法などが検討されなくてはならない。この点からみても、政府、雇用者（経営トップ）、労働者、職能関連団体、コミュニティ団体の相互の連携がいっそう必要であることはいうまでもない。

- (4) リスクマネジメントの対象として職場暴力を取り上げる必要がある。日常的には労使が協力して、職場の安全衛生問題として取り組まれることが、最も基盤的で、かつ効果が大きいことをガイドラインから読み取ることができる。



（「自治体安全衛生研究」第27号
（2005年3月）から転載）

10周年迎えたPOSITIVE JILAF●労働組合と安全衛生国際フォーラム

2004年9月、国際労働財団（JILAF）がアジアの労働組合の安全衛生活動を支援するプログラム「ポジティブ（POSITIVE：労働組合による参加型安全改善）」の開始10年を期して、関係する5か国から9人の労働組合活動家が来日し、「労働組合と安全衛生国際フォーラム」を開催した。JILAFのホームページ（<http://www.jilaf.or.jp/>

[newsflash/040913forum.pdf](http://www.jilaf.or.jp/newsflash/040913forum.pdf)）にこの報告書が紹介されているが、同報告書の「はじめに」と、トレーナーとしてPOSITIVEにかかわってきた東京労働安全衛生センター・外山尚紀さんが寄せた感想文を紹介する。

× × ×

POSITIVEプログラムを実施している5か国6組織より、各国でPOSITIVEを展開しているト

レーナー計9名を、各々の経験と交流を目的に2004年9月2日（木）～15日（水）の14日間日本に招聘した。具体的には、バングラデシュ（ICFTU-BC）から1名、モンゴル（CMTU）、ネパール（NTUC）、パキスタン（APFTU、APFOL）、フィリピン（TUCP）から各2名の構成であり、女性の参加者は3名であった。

本チームは、通常の招聘プログラムをベースに、労働安全衛生に焦点を絞ったプログラムを編成した。招聘チームの恒例に従い、今回のチームも来日後JILAFにて日本の労働組合の現状と課題や労働法制などの講義を受けた後、中央労働災害防止協会を訪問し労働災害に向けた取り組みについて学んだ。連合本部では、連合で取り組む労働安全衛生活動について講義を受けた。地方連合訪問では、連合岐阜にご協力頂き労働安全衛生センター役員との懇談会、太平洋工業における取り組みについて学ぶことができた。また、都内においては新江東清掃工場を訪問し、現場において取り組む労働安全衛生活動を学ぶことができた。

9月8日（水）には「POSITIVE活動事情を聴く会」を開催し招聘者間の経験交流を図り、9月13日（月）には、「労働組合と安全衛生国際フォーラム」を実施した。本フォーラムには、多くの労働安全衛生に関わる方々が参加した。基調講演は、小木労働科学研究所主管研究員がこれまでのPOSITIVEの経験につい

て行った。各々の招聘者は、労働安全衛生に関する活動や改善事例について発表を行った。また、日本からも連合本部・JEC連合・連合東京から発表を行った。(財)国際労働財団

× × ×

5か国の労働組合から代表が来日してPOSITIVEフォーラムを開催した。その開発から10年を経て、あらためて多くの人々の継続的な努力が実を結びつつあることを実感した。とりわけ、現地を実際に訪ね、そこで働く人々と出会った自分自身の経験から、現地労働組合が直面してきた並大抵ではない困難とそれを粘り強く克服してきた努力を第一に称えたい。フォーラムでは多くの改善事例が参加者から発表された。現場で実践された具体的な改善事例、それは一つひとつは小さなものであったとしても、それらをつなぐ改善エピソード、エピソードをつなぐ改善物語が、労働者と労働組合をつないでいる。例えば、小さなラベルを機械のスイッチに貼ること、整理整頓すること、通路に線を引くこと、飲料水のタンクを置くこと、照明器具を取り付けることのような小さな低コスト改善から活動が始まる。労組主導による自主的な活動を積み重ねることによって、周辺の労働者と経営者を変え、そして動かす。“労働災害が減った”、“安全衛生委員会が設立された”、“組合組織率が増えた”、“労働者が定着するようになった”等々が改善活動を経た職場の典型的な成果であり、これは



POSITIVEを導入した、あまたの現場に現れている。

早いもので、POSITIVEに関わって6年が過ぎた。初めてのトレーニングは1998年パキスタンのカラチで、現地の労働組合と労働者の熱意に圧倒されたことを覚えている。私たちの東京労働安全衛生センターは、安全衛生NGOとして20年ほどの活動歴があるが、参加型の取り組みを始めてまだ間もなく、POSITIVEとの関わりの中で、その方法の有効性を確信し、多くを学んできた。いくつか実例を紹介したい。

パキスタンではPOSITIVEを独自に応用して、炭鉱向けトレーニングを開発して展開している。過酷な労働条件で働く炭鉱労働者を組織するために、“労働者の命を守る労働組合”としてPOSITIVEを提供している。ここでのトレーニングは見事としか言いようがない。トレーナーは常に参加者に目を配り、励まし、発

言を促す。200点におよぶ良い点と改善提案は全て会場の壁に掲示された。トレーニングの最後に経営者が招かれ、掲示の前で労働者がいかに真剣に安全衛生について討論したかを知り、そのことが経営者を変えてゆく。パキスタンの炭鉱で働くこと並大抵のことではない。上半身裸身で石炭と汗にまみれながら、つるはしで石炭を掘り出す労働者が働いている。平均的な日給は2、3ドル、パキスタンでも最低賃金を少し上回る程度であり、さまざまな危険はこの上ない。彼らが希望を失わず、労組に入り、現場を改善して仲間と自らを救おうとしている。

モンゴルの労働組合とは1998年の導入以来の付き合いになるが、ある地方都市でセミナーでは、5日間の濃厚なトレーナー養成コースの全てに、多忙な身にもかかわらず、その地方の県の委員長と市の委員長がそろっ

て参加してくれた。セミナー終了後そのことに謝意を表したところ、県の委員長は、「POSITIVEがこの県の労働者の命を救ってきたことを思えば当然のこと」と応えた。このような組合トップの理解と熱意が、モンゴルでのPOSITIVEの定着に大きな役割を果たしている。

バングラデシュでPOSITIVEに参加したある女性労働者は「私たちは伝統と闘う」と語った。労組はダッカに無数にある縫製業で働く女性労働者を組織化しようとしており、封建的な因習を乗り越え、女性労働者が労働者としての権利を自覚して行動しなくてはならず、そうでなければ経営者との交渉も安全衛生活動もありえない、とそのような文脈で語られた言葉だ。イスラム社会は一般に男性優位ではあるが、それを変えようとする現場での一人ひとりの労働者の奮闘を感じさせる一言である。また、バングラデシュでのトレーニングは、参加者は男女ほぼ同数、発言の機会も男女平等であることから、労組はこの課題に正面から取り組んでいることが知られる。このように現場で働く一人ひとりの奮闘とそれを支える労働組合との信頼関係がPOSITIVEの成功を支えてきた。

このような経験から、POSITIVEは安全衛生トレーニングであると同時に、現場でのポジティブな変化をつなぐ運動なのだと考えている。トレーニングを受けた1人の労働者が始めた小さな改善がその現場全体に波及し変

えてゆき、組合の支援とコーディネートに支えられ、そうした現場労働者が出会うことで連鎖的に広がってゆく。「ポジティブな変化の連鎖」とでも言うべき、一見自然発生的な、しかし労組の理念、戦略にもとづく支援に支えられた運動なのであり、それは安全健康な職場を求めるだけではなく、コミュニケーションを高め活発な職場を創りだすこと、労働を人間的なものに変え、職場を民主化することをめざしている。

さて、一方日本の労働者と労働組合は、バングラデシュの労働組合のように男女の平等を志向しているだろうか？現場での奮闘努力に労組は気を配り支援しているだろうか？モンゴルの労組トップのように安全衛生に理解と熱意があるだろうか？パキスタンの労働者のように希望を抱いて組合に加入しているだろうか？

ここ数年で、国際協力は従来

の一方的な支援から相互支援、相互学習が普及してきた。今回来日したどの国の労働組合も困難を越えて現場での安全衛生活動を進めてきたのであって、そうしたアジアの労働組合運動から学ぶべきことは多い。日本の労働組合が自分たちの現場の改善成果を持って積極的に関わってもらいたい、というのが私の期待しているところである。東京安全センターでは自治労、JAMなどの現場を軸とした参加型安全衛生活動を支援してきた経験から、多くの貴重な改善事例と安全衛生活動が蓄積されていることを知っている。相互交流と学び合いがPOSITIVEをより充実させ、アジアの労働組合に貢献し、日本の労働組合を励まし、活性化するものと考えてい



東京労働安全衛生センター

外山尚紀

知識人中心に過労死増加？

中国●全人大でも取り上げられる

【上海3月25日共同】中国で、青年や中年の知識人層を中心に過労死が増えている。市場経済の進展による競争激化が背景にあり、深刻化を防ぐために日本を見習い過労死を労働災害と認定するよう求める動きも出ている。

中国ではあまり聞き慣れない過労死という言葉が注目された

のは、1月下旬、北京の清華大学の教員が相次ぎ死亡したことがきっかけ。電機学部の講師(36)が心筋梗塞により死去した4日後、物理学部の教授(46)が、多忙のために肺がんの治療時機を逸し、悪化させた結果死んだ。

「過労死が警鐘を鳴らす」との見出しで特集を組んだ上海

紙、解放日報(3月15日付)によると、北京では大学教員や研究者の平均寿命が10年前より5年縮まり53—54歳。全国の平均寿命71.4歳に比べれば異常に低い。官庁や企業の管理職にも過労死が目立つという。

3月の全国人民代表大会(国会)では、重慶大学の黄席教授が「過労死を労災と認め、補償責任を明確にするよう労働法を改正すべきだ」と提案。現在、専門家が審議中だ。黄氏は1980年代に日本の東北大学に留学。日本の過労死対策を参考に今回の提案をした。黄氏は「中国も発展し、多くの人が日本人のよう

に命懸けで働くようになった。特に知識人層は国や企業の期待を担い、拔きでた成果を挙げようとするため過労死が多い」と話している。



※ 中国でも過労死が問題になりつつあることは、少しずつ伝わってきている。例えば、2000年12月28日付けの中国労働保障報)は、「中国で初めての過労死訴訟」を伝えているが、この記事は国際安全衛生センターのホームページ(<http://www.jicosh.gr.jp/Japanese/index.html>)で読むことができる。(編集部)

続けており、事故も起きている。三池を教訓にしてほしい」と話した。

史料集の発売元から1セットが寄贈されたが、マイクロフィルムリーダーがないため、閲覧できないという。同図書館は「市財政は厳しいが、何とか機器の購入を前向きに検討したい」と話している。



刊行に際して

三池CO研究会
史料集編集委員会

ここに公にすることができた史料の一つひとつには、石炭とともに生き、闘い、翻弄されたヤマ人たちの息づかいと肌のぬくもり、笑い、涙、そして怒りが大切に込められている。歴史の様々な舞台となった三池炭鉱に関する初めてと言っていい本格的な史料集であるのみならず、とすれば正史からはこぼれ落ちていくが、その場所、その場面に屹立した人々の生きた証しとして、編まれるべき民衆の青史であると、私たちは確信している。

1873年に官営になった三池炭鉱が、三井に払い下げられたのは1889年のことだった。以来、1997年3月30日に閉山するまで、実に108年にわたり国内最大のヤマとして君臨した。世紀をまたぐその歴史を振り返るとき、私たちは1963年11月9日を、三池の歴史の座標軸が交差する0(ゼロ)にした。死者458人と労災認定されただけで839人の一酸化炭素(CO)中毒患者を出した戦後最悪の炭鉱災害となった炭じん爆発があった日だ。「総労働対

三池の記録マイクロフィルム化

福岡●炭じん爆発事故の教訓を世界へ

■2005年3月31日付け西日本新聞有明版から

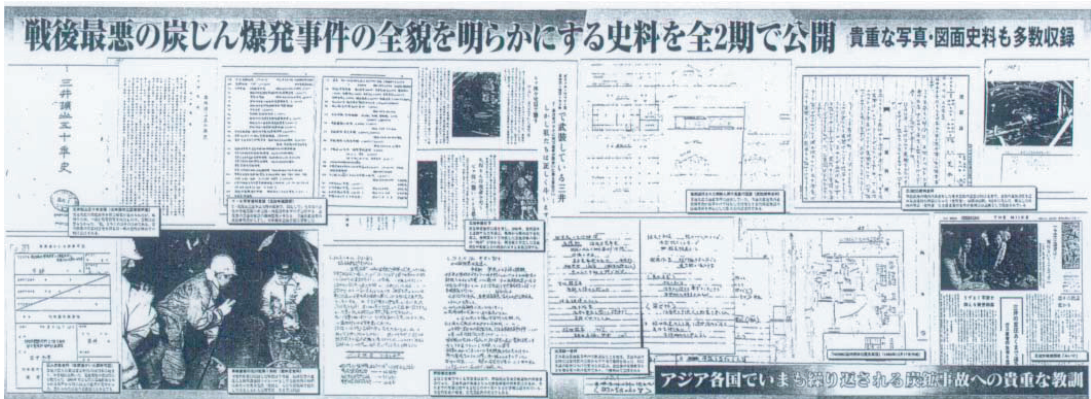
「生きてきた証できた」

約1,300人の死傷者を出し、戦後最大の労災事故となった大牟田市西港町の三井三池炭三川鉱炭じん爆発事故(1963年11月)に関する現場写真や裁判の証拠など、約55,000ページを取めたマイクロフィルム版史料集I期分が今年1月に完成したのを受け、遺族ら関係者が30日、同市内で記者会見を開き、長年の思いを語った。

「生きてきた証(あかし)がで

きました」。資料を提供した同市勝立町の松尾恵虹さん(73)は力を込めた。一酸化炭素(CO)中毒患者となった夫(1994年死去)と二人の子どもを抱え、患者の妻への慰謝料を求めて裁判を闘った松尾さん。事故を後世に伝えるため「手当たり次第、どんなまでもに資料を集める努力をした」といい、「自分の死後、資料が灰になるのは惜しい」と1999年、同市立図書館に寄贈した分が史料集に収められた。

編集を行った「三池CO研究会」会員で市職員の大原俊秀さん(54)は「アジアでは石炭を掘り



総資本の闘い」と言われた三池争議から数年後に起こった未曾有の重大事故だった。

三池争議での労働者の敗北を契機に、会社からの労働強度はいっそう拡大し、保安よりも生産を重視したいびつな労働が許されていた。やがてそれは、〈11.9〉へと収斂し、一気に爆発した。同様な事故は、その後も絶えることなく、山野や夕張など、九州や北海道のヤマでも繰り返された。

〈11.9〉の重大事故と時期を重ねるように、隣県・熊本では水俣病患者らの実存をかけた闘争が熱誠を込めて展開されていたことを、私たちは注視したい。

くしくも、後に公害の原点・水俣と労災の原点の三池と言われる二つの大事件は、“繁栄”の象徴として語られる日本の高度成長期の歪んだ姿を映し出してはいないだろうか。

約40年前に九州のヤマ元で起こった事故は、私たちに様々なことを語りかける。

日本の近代化の推進力になり、戦後は日本経済復興の牽引

役となったのが、石炭産業で、その中核を担ったのが三池炭鉱であった。そこには、私たちが歩いた日本の“繁栄”の道程が凝縮されている。事故の原因の隠蔽に手を貸した行政や検察、科学者である医師。守るべき労働者に弓を引いた労組幹部もいた。清濁が混沌と渦巻いていた中だからこそ、吾彼の足元を照らし出す“松明”となりうるものが三池にはある。「負の遺産」をも「正の遺産」へと転化し、将来の人たちに引き渡していく仕事の一端を、この史料集がいかにばかりかでも担うことができればと思う。

ヤマの灯が事実上国内から消えた今、石炭の輸入先となった中国をはじめとするアジア各国では、三池が経験したのと同じような炭鉱災害が頻発している。ほとんどがわずか数行でしか伝えられることのない新聞記事の行間に、私たちは万感の思いを読み取りたい。国内はもとより、取り分けて発展の途中にあるアジアの各国でこの史料集が活用されることは、膨大な史料を公にした私たちのもう一つの思いでもある。

三池開閉以来、教え切れないヤマ人が地底で絶命したことを私たちは忘れない。本史料集がそうしたヤマ人たちの「紙碑」となり、多くの人たちに活用されることを願う。

末筆ながら、紙幅の関係で一人ひとりのお名前を挙げられませんが、刊行に際して、多くの方から史料の提供と掲載の快諾をいただいた。特に大牟田市立図書館には、多くの貴重な所蔵史料の提供を受けた。ありがとうございました。また、史料集成としてまとめ上げ、世に出していただいた柏書房と編集部の中崎孝泰さんにも心からのお礼を申し上げます。



マイクロフィルム版
戦後日本労災・公害・環境資料
三井三池炭鉱炭じん爆発事件
史料集成[全2期]

35mmマイクロフィルム(ポジ)・

全75リール

揃定価 2,940,000円(分売不可)

柏書房

(www.kashiwashobo.co.jp/)

総発売元:

紀伊国屋書店営業総本部

中皮腫の診断確定日問題

大阪●労働局が問題の通達を撤回

本誌2004年10月号60頁等で報告した、アスベストによる中皮腫に対する労災認定に際して、労災補償の開始日となるいわゆる「診断確定日」をいつにするかという問題について、大阪労働局は問題となった事務連絡を撤回し、あらためて「現実に療養（医療）が必要となった時期」であることを、各労働基準監督署に口頭で確認したということである。

問題の発端は、昨年、淀川、羽曳野両労基署で中皮腫患者の労災適用を、初診日ではなく、中皮腫であるとの確定診断のための胸腔鏡検査日としようとしたことであった。抗議を受けた大阪労働局は、「確定診断をした医療機関の初診日」とする事務連絡を独自で出したが、その後、羽曳野労基署がこの事務連絡に基づいて、確定診断をした医療機関に受診する以前に、「結核の疑い、難治性胸膜炎」として受診、療養していた医療機関における期間についての休業補償を不支給処分としたため、再度、抗議を行った。

その結果、年末までに羽曳野労基署は不支給処分を撤回し、あらためて、問題の期間について、休業補償給付支給決定を

行った。こうした事態を受けて、大阪労働局は事務連絡を撤回したというものである。

もともと業務上疾病の診断確定日の取り扱いの原則は行政通達では示されておらず、本省編著の解説書において、「発病の時期は後に至って当該業務上疾病であることが診断された日ではなく、現実に療養（医療）が必要となった時期である」と記載されており、今回はその原則をあらためて徹底したという。

つまり、疾患名にこだわらず、当該疾病によって医療機関にかかりはじめの日（療養開始日）を労災適用開始日（診断確定日）とするということであって、至極当然の話である。実務的には、たとえば、中皮腫患者が確定診断を得るまで、結核や原因不明の胸水とされてかなりの期間、医療機関にかかり、また、転々とするとい

うことはままある。こうした期間についても、さかのぼって補償対象とするという意味である。

実は、今でも、こうした当然ことが徹底されていないケースが大阪に限らず発生している。これは、じん肺の管理4や合併症については特例として、診断のための「検査日」を「診断確定日」とみなすという行政通達が出されているため、この通達の趣旨を同じ呼吸器疾患のアスベスト関連がん（肺がん、中皮腫）に適用するという間違いを犯しているのである。

厚生労働省本省に対してこれまで、こうした誤った取り扱いをしないように文書で指示すべきであると再三申し入れているが（2004年8・9月号28-30頁も参照）、本省はいまだ口頭の指導しかしていない。間違いを犯してきたことを公式に認めたくないからだ。

つまり、今回の大阪労働局の混乱の真の原因は当該局ではなく本省にあったのだが、いまだに反省の弁さえ聞こえてこない。まったくもってあきれ果てたものである。



（関西労働者安全センター）

アスベストリボンで曝露

千葉●労災認定はされたけれど

練馬区在住のIさんは、2003年6月、悪性胸膜中皮腫と診断

された。1さんからアスベストセンターに相談の連絡が入ったの

は、2004年1月のことである。

大阪に本社のあるY社（珪瑯製品製造）で勤め上げ、来春には定年を迎えようとしていた矢先に、中皮腫との宣告を受けた。1970年に入社。市川の工場で3年ほど設備機器の取り付け・製品の生産管理などに従事。その後、泉大津の工場で4年間、造塊部門の生産管理を担当した。さらに、東京支社で営業部に属して25年…。

「職業的な曝露」について、センターからのアドバイスを受け、かつての市川工場での記憶を懸命にたどった。すでに市川工場は閉鎖されて形もないが、几帳面なIさんは、当時の製造・加工の工程、自分の日常的な作業、工場内の見取り図などを作成し、構内随所に施されたむき出しの吹き付けアスベスト（トムレックス）を日常的に吸引する環境にあったことを主張するレポートを書き上げた。

同期の仲間と連絡を取るなかで、泉大津工場でもエアホース・油圧ホースなどの配管補修などで、アスベストリボンを使っていたことを思い出した。

残されるご家族のためにできることはすべて、自分できちんとしておきたいという思いで労災請求したIさんは、10月、泉大津労働基準監督署から業務上と認定を受けた。

しかし、その直後から入退院がくり返されるようになった。2005年1月末、Iさんは永眠さ



（東京労働安全衛生センター）

雇用の無責任がストレスを 東京●誰が責任を取るのか

Nさんは64歳の女性、1年毎契約更新のマンション管理に従事。マンションの管理組合・理事会（A）から管理業務を受注する会社（B）と、管理人を雇用する会社（C）は別に存在する。これは、Aから受注した金額の中からB社が直接管理人の人件費・労務管理費を捻出するとペイしないため、労務管理の部分だけをC社に安い価格で丸投げするという構造。

“お客様”であるAは、就労場所のマンションで管理人に対し直接無理難題を要求する（ゴミ収集日の早出、居住者同士の私的トラブルの仲裁など）。B社は管理人に、客からのクレームや業務上の諸注意は伝えるものの、雇用主ではないからとして労務管理には関知しない。C社は雇用契約更新の書類作成と給与計算の機能しか有さず、結果、現場で働く労働者の労働条件・職場環境・安全衛生に関する責任は宙ぶらりに浮いてしまっている。万一労災事故が発生したら、どこが責任を取るのか？

このような背景を持つ業界で、特にNさんの就労場所は都内有数の繁華街に立地することから、居住者の絡む刑事事件が2年半の間に十数回発生するとい

う、高齢の女性が1人で働くには危険過ぎる職場であった。加えて、管理組合役員が“お客様”の立場を嵩に着て、Nさんの人格を否定するような対応を繰り返し、そのクレームを一方的に鵜呑みにしたC社が、事実関係の調査もせず、Nさんに退職強要まがいの始末書提出を求め、Nさんはストレスで心身症を発症するに至った。

2004年7月に、Nさんと所属組合は東京労働安全衛生センターに相談、ひまわり診療所にて受診した結果、平野医師から「職場に行かないことが何よりの薬」との診断を得て休職。その間団体交渉、都労委の斡旋を経て、2005年2月に退職条件を整備し和解した。

B社・C社共に日本を代表する大手総合商社系の、いわば兄弟企業であるが、労務管理＝人件費管理としか考えておらず、団交の会社側出席者でさえ、安全配慮義務や三六協定の何たるかも理解していない有様。これが業界では珍しくないのは、60歳以上の高齢者の雇用情勢が相変わらず厳しく、文句を言えば翌年の契約更新が危ういという、収入を人質に取られた状態で権利を主張するのが難しいこ

と、世代的にも「自分さえ我慢すれば丸く収まる」と考えがちであることによると思われる。

雇用主である会社は、命令したり苦情を言ったりするだけの存在。お客様であるマンション側は勝手な要求を押しつける。社員・従業員の安全と健康を守るべき会社にはその気がまったく無く、現場での「自己責任」でやれと言う。失敗したらさらなる「自己責任」で、クビにされても文句を

言わないとの条件で雇用が成り立っている。誰も自分を守ってはくれないという不安が、モノ言わぬ高齢労働者をストレスで蝕む。日本の経済成長を支えて来た世代に対して、この国はどう報いようとしているのだろうか。（東京労働安全衛生センター機関誌「安全と健康」N.258（2005年3月号）への労働組合ネットワークユニオン東京・寺尾そのみさんの寄稿を転載）

どんな病気も多かれ少なかれ労働と関係していること、労働が原因になっている病気と怪我は、労災保険で治療費と賃金の80%が補償されることが話されました。そして、職業病の代表としてじん肺の話が、病理標本を見せながらなされました。それまでごわついていた生徒も、実物の肺の標本を見せられたときには、少し静かになりました。

講義の後には、グループ討論です。課題は、ファミリーレストランでどんな労災と職業病があるか、またそれを予防する対策をすべて挙げるというものです。3グループに分かれて討論し、結果を発表しました。意外という生徒の皆さんに失礼ですが、考えられるほとんどの労災と職業病が挙げられました。

腰痛、肩凝り、調理作業での怪我（切り傷、やけど）などはもちろん、客のトラブルに巻き込まれての怪我、セクハラ、上司とのけんか（パワーハラスメント）まで出てきました。予防対策についても、休む、トラブルには近づかない、マッサージなど、ユニークなものも出ました。

担任の先生も有意義な授業ができたと思っておられました。今後働くうえで、労働者の権利を守るための知識を少しでも獲得できたのではないのでしょうか。若い人たちにこのようなトレーニングをもっと積極的に行う必要性を痛感しました。



東京労働安全衛生センター
代表理事 平野敏夫

定時制高校生に講義 東京●「健康と労働を考える」テーマに

2005年2月10日、東京都立葛飾高校定時制で今春卒業する4年生を対象にして、「健康と労働を考える」というテーマで講義が行われた。卒業後働いていくうえで必要な労働と健康について知識を得るという目的で、1回は労働基準法などの労働問題について、講師は亀戸労政事務所のスタッフ。もう1回は健康問題で、東京労働安全衛生センターから講師を派遣した。

定時制高校生の労働と健康問題については、約20年前、印刷会社で働いていた定時制高校生がトリクレン中毒になり、当時の東京労災職業病センターに相談があり、教員とともに労災認定の取り組みを行った。これを契機にして東京都高校教職員組合定時制部会と共催で、「定時

制生徒の労働と健康を考えるシンポジウム」を数回にわたり開催した。その後シンポジウムは中断しているが、生徒の健康問題で時々相談を受けており、今回もその縁で講師の派遣の依頼があった。

今春卒業し、さまざまな職場に就職するわけですが、ほとんどの人がすでにアルバイトで働いています。中にはすでに社会人となっているタクシの運転手の方もおられました。アルバイトの職種は、スーパーの品出しやレジ、新聞配達、製造業、接客など多彩です。70歳を超える女性も勉強しています。

2月10日の講義には、約15名の生徒が集まりました。最初に講師から、「労働と健康」と題して、

全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階 TEL (03) 3636-3882/FAX (03) 3636-3881

E-mail joshrc@jca.apc.org HOMEPAGE <http://www.jca.apc.org/joshrc/>

- 東京 ● NPO法人 東京労働安全衛生センター E-mail etoshc@jca.apc.org
〒136-0071 江東区亀戸7-10-1 Zビル5階 TEL (03) 3683-9765 /FAX (03) 3683-9766
- 東京 ● 三多摩労働安全衛生センター
〒185-0021 国分寺市南町2-6-7 丸山会館2-5 TEL (042) 324-1024 /FAX (042) 324-1024
- 東京 ● 三多摩労災職業病研究会
〒185-0012 国分寺市本町4-12-14 三多摩医療生協会館内 TEL (042) 324-1922 /FAX (042) 325-2663
- 神奈川 ● 社団法人 神奈川労災職業病センター E-mail k-oshc@jca.apc.org
〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーポ豊岡505 TEL (045) 573-4289 /FAX (045) 575-1948
- 新潟 ● 財団法人 新潟県安全衛生センター E-mail KFR00474@nifty.ne.jp
〒951-8065 新潟市東堀通2-481 TEL (025) 228-2127 /FAX (025) 228-2127
- 静岡 ● 清水地域勤労者協議会
〒424-0812 清水市小柴町2-8 TEL (0543) 66-6888 /FAX (0543) 66-6889
- 愛知 ● 名古屋労災職業病研究会 E-mail roushokuken@be.to
〒466-0815 名古屋市昭和区山手通5-33-1 TEL (052) 837-7420 /FAX (052) 837-7420
- 京都 ● 京都労働安全衛生連絡会議
〒601-8015 京都市南区東九条御霊町64-1 アンビュス梅垣ビル1F TEL (075) 691-6191 /FAX (075) 691-6145
- 大阪 ● 関西労働者安全センター E-mail koshc2000@yahoo.co.jp
〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ぱんらいビル602 TEL (06) 6943-1527 /FAX (06) 6942-0278
- 兵庫 ● 尼崎労働者安全衛生センター E-mail jh31012@msf.biglobe.ne.jp
〒660-0803 尼崎市長洲本通1-16-17 阪神医療生協気付 TEL (06) 6488-9952 /FAX (06) 6488-2762
- 兵庫 ● 関西労災職業病研究会
〒660-0803 尼崎市長洲本通1-16-17 阪神医療生協長洲支部 TEL (06) 6488-9952 /FAX (06) 6488-2762
- 兵庫 ● ひょうご労働安全衛生センター E-mail a-union@triton.ocn.ne.jp
〒651-0096 神戸市中央区雲井通1-1-1 212号 TEL (078) 251-1172 /FAX (078) 251-1172
- 広島 ● 広島労働安全衛生センター E-mail hirosima-raec@leaf.ocn.ne.jp
〒732-0827 広島市南区稲荷町5-4 山田ビル TEL (082) 264-4110 /FAX (082) 264-4123
- 鳥取 ● 鳥取県労働安全衛生センター
〒680-0814 鳥取市南町505 自治労会館内 TEL (0857) 22-6110 /FAX (0857) 37-0090
- 徳島 ● NPO法人 徳島労働安全衛生センター E-mail rengo-tokushima@mva.biglobe.ne.jp
〒770-0942 徳島市昭和町3-35-1 徳島県労働福祉会館内 TEL (088) 623-6362 /FAX (088) 655-4113
- 愛媛 ● NPO法人 愛媛労働安全衛生センター E-mail npo eoshc@ybb.ne.jp
〒792-0003 新居浜市新田町1-8-15 TEL (0897) 34-0900 /FAX (0897) 34-5667
- 愛媛 ● えひめ社会文化会館労災職業病相談室
〒790-0066 松山市宮田町8-6 TEL (089) 941-6065 /FAX (089) 941-6079
- 高知 ● 財団法人 高知県労働安全衛生センター
〒780-0011 高知市薊野北町3-2-28 TEL (0888) 45-3953 /FAX (0888) 45-3953
- 熊本 ● 熊本県労働安全衛生センター E-mail awatemon@eagle.ocn.ne.jp
〒861-2105 熊本市秋津町秋田3441-20 秋津レクタウンクリニック TEL (096) 360-1991 /FAX (096) 368-6177
- 大分 ● 社団法人 大分県勤労者安全衛生センター
〒870-1133 大分市宮崎953-1 (大分協和病院3階) TEL (097) 567-5177 /FAX (097) 503-9833
- 宮崎 ● 旧松尾鉦山被害者の会 E-mail aanhyuga@mnet.ne.jp
〒883-0021 日向市財光寺283-211 長江団地1-14 TEL (0982) 53-9400 /FAX (0982) 53-3404
- 鹿児島 ● 鹿児島労働安全衛生センター準備会 E-mail aunion@po.synapse.ne.jp
〒899-5215 姶良郡加治木町本町403有明ビル2F TEL (0995) 63-1700 /FAX (0995) 63-1701
- 自治体 ● 自治体労働安全衛生研究会 E-mail sh-net@ubcnet.or.jp
〒102-0085 千代田区六番町1 自治労会館3階 TEL (03) 3239-9470 /FAX (03) 3264-1432
(オブザーバー)
- 福島 ● 福島県労働安全衛生センター
〒960-8132 福島市東浜町6-58 福島交通労組内 TEL (0245) 23-3586 /FAX (0245) 23-3587

JOSHRC

安全センター情報 2005年5月号(通巻第318号) 2005年4月15日発行(毎月1回15日発行)
1979年12月28日第三種郵便物認可 800円
〒107-1012 東京都江東区亀戸7-10-1Zビル5階 全国労働安全衛生センター連絡会議
TEL (03) 3636-3882 FAX (03) 3636-3881
Occupational Safety and Health Resource Center
1 Kameido, Koto-ku, Tokyo, Japan
Tel +81-3-3636-3881
<http://www.jca.apc.org/joshrc/>



SHC JOSHRC SHC JOSHRC SHC JOSHRC

安全センター情報 2005年5月号 (通巻第318号) 2005年4月15日発行 (毎月1回15日発行)
1979年12月28日第三種郵便物認可 800円
〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1Zビル5階 全国労働安全衛生センター連絡会議
TEL (03) 3636-3882 FAX (03) 3636-3881
JOSHRC: Japan Occupational Safety and Health Resource Center
5F, 7-10-1 Kameido, Koto-ku, Tokyo, Japan
TEL 3636-3882 Fax +81-3-3636-3881
URL: <http://www.jca.apc.org/joshrc/>

報 2005年5月号 (通巻第318号) 2005
 1979年12月28日第三種郵便物認可
 0071東京都江東区亀戸7-10-1Zビル5階 全国労働安全衛生
 TEL (03)3636-3882 FAX (03)3636-3881
 JOSHRC: Japan Occupational Safety and Health Resource Center
 Z Bldg., 5F, 7-10-1 Kameido, Koto-ku, Tokyo, Japan
 Phone +81-3-3636-3882 Fax +81-3-3636-3881
 E-mail: joshrc@jca.apc.org URL: <http://www.jca.apc.org/joshrc/>